

# 竹原市障害者計画 及び 第4期障害福祉計画

---



竹原市障害者自立支援協議会  
マスコットキャラクター  
かぐやパンダ

平成27年3月  
竹原市



# ごあいさつ

本市では、平成17年3月に「竹原市障害者計画」を策定し、障害のある人に対し、よりよい支援やサービスが提供されるよう、様々な障害者施策の推進に努めてきたところです。

この間、国においては、障害者基本法の改正、いわゆる障害者総合支援法、障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の制定が行われる等、障害者施策は、目まぐるしく変化を続けています。



こうした状況を踏まえ、このたび、本市では、障害者施策を総合的に推進することができ、分かりやすい構成となるよう、計画期間の満了を迎えた障害のある人の生活全般に関する施策や今後の方向性を示した「障害者計画」と、障害福祉サービスごとの具体的な数値目標や見込量等を定めた「障害福祉計画」の両計画を、一体化して策定することとしました。

本計画は、前計画のテーマである「ともに生きるやすらぎと支えあいのまち」を継承し、ノーマライゼーション、インクルーシブの理念のもと、障害のあるなしにかかわらず、お互いの人格と個性を尊重しあい、いきいきと安心した地域生活を送る社会構築を目指すため、市が取り組むべき施策や成果目標を定めるとともに、特に積極的な取組により事業を推進する、3つの重点プロジェクトを設定しています。

障害のある人が、自己選択と自己決定のもと、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、行政だけではなく、関係機関・団体や市民の皆様の障害や障害のある人への理解や相互に支えあう地域の存在が不可欠です。

計画実現のため、障害者自立支援協議会を中核として、保健・医療・福祉・教育・就労などといった関係機関・団体の皆様と連携しながら、計画を推進できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のより一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定に当たり、御協力をいただきました障害者計画策定委員会及び障害者自立支援協議会の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメント等に貴重な御意見をいただきました皆様方に厚くお礼を申し上げます。

平成27年（2015年）3月

竹原市長 吉田 基

# 目 次

<b>第1章 計画策定に当たって</b> .....	1
<b>第1節 計画策定の背景</b> .....	1
<b>第2節 計画の性格</b> .....	1
(1) 計画の対象 .....	1
(2) 計画の期間 .....	1
(3) 計画の位置付けと役割 .....	2
<b>第3節 計画の策定体制</b> .....	3
(1) 各種会議等での審議 .....	3
(2) アンケート調査の実施 .....	3
(3) ヒアリング調査の実施 .....	3
(4) ワークショップの実施 .....	3
(5) 評価・検証の実施 .....	3
(6) パブリックコメントの実施 .....	3
<b>第2章 障害のある人を取り巻く状況</b> .....	4
<b>第1節 本計画の対象となる人の状況</b> .....	4
(1) 身体障害者数の推移 .....	4
(2) 知的障害者数の推移 .....	6
(3) 精神障害者数の推移 .....	7
(4) 発達障害の相談数の状況 .....	8
(5) 難病患者等の状況 .....	8
<b>第2節 アンケート結果からみる状況</b> .....	9
(1) アンケート調査の概要 .....	9
(2) アンケート結果 .....	10
<b>第3節 ヒアリング結果からみる状況</b> .....	15
(1) 事業所ヒアリングの概要 .....	15
(2) 事業所ヒアリング結果 .....	15
(3) 就労支援機関ヒアリング結果 .....	16
<b>第4節 ワークショップからみる課題と支援</b> .....	16
<b>第3章 計画の基本理念と施策体系</b> .....	18
<b>第1節 計画の基本理念</b> .....	18
<b>第2節 計画の基本目標</b> .....	19
<b>第3節 重点プロジェクト</b> .....	20

<b>第4章 施策の推進方向</b> .....	21
<b>目標1 地域でいきいきと暮らすために</b> .....	21
1-1 教育・育成, 学習 .....	21
1-2 雇用・就業 .....	24
1-3 バリアフリーの普及 .....	26
<b>目標2 地域で安心して暮らすために</b> .....	29
2-1 保健・医療 .....	29
2-2 生活支援 .....	31
2-3 生活環境 .....	35
<b>目標3 とともに支えあう地域社会の構築のために</b> .....	39
3-1 権利擁護の推進及び差別の解消 .....	39
3-2 啓発・広報 .....	41
3-3 地域福祉活動 .....	44
3-4 ライフステージに応じた支援 .....	46
<b>第5章 障害福祉計画の推進</b> .....	47
<b>第1節 計画の前提</b> .....	47
(1) 障害福祉計画策定に当たって .....	47
(2) 障害者総合支援法のポイント .....	47
<b>第2節 平成29年度に向けた成果目標</b> .....	49
<b>第3節 障害福祉サービス等</b> .....	50
(1) サービス提供に当たっての考え方 .....	50
(2) サービス量の見込み .....	52
<b>第4節 地域生活支援事業</b> .....	54
(1) サービス提供に当たっての考え方 .....	54
(2) サービス量の見込み .....	55
<b>第6章 計画の推進体制</b> .....	58
<b>第1節 PDCAサイクルの推進</b> .....	58
<b>第2節 当事者参画の推進</b> .....	59
<b>第3節 計画の普及・啓発</b> .....	59
<b>第4節 計画の進行管理と評価</b> .....	59
<b>資料編</b> .....	60



# 第1章 計画策定に当たって

## 第1節 計画策定の背景

我が国では、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」をはじめとする関連法の改正が行われるなど、障害のある人への差別を禁止する「障害者の権利に関する条約」の批准に必要な国内法の整備が整い、平成26年1月20日に国連事務局に批准書が寄託され、同年2月19日に「障害者の権利に関する条約」が発効となりました。平成23年8月に改正された「障害者基本法」では障害者の定義を見直したほか、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間のない支援を目指すとともに、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、障害のある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障害のあるなしにかかわらず互いに支えあい、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現に向け、障害のある人やその家族のニーズの多様化に対応するとともに、法制度の変化に的確に対応し、障害福祉施策を総合的・計画的に推進するため、平成26年度で計画期間が終了する現行計画を改定し、新たに「竹原市障害者計画及び第4期障害福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

## 第2節 計画の性格

### （1） 計画の対象

本計画の対象範囲は、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）及び難病患者等であって、その他心身の機能に障害がある人及び障害や社会的障壁により継続的に、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人を対象とします。

### （2） 計画の期間

「竹原市障害者計画」は、平成27年度から平成32年度までの6年間を計画期間とします。また、「第4期障害福祉計画」は平成27年度から平成29年度までの3年間、次いで「第5期障害福祉計画」は平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

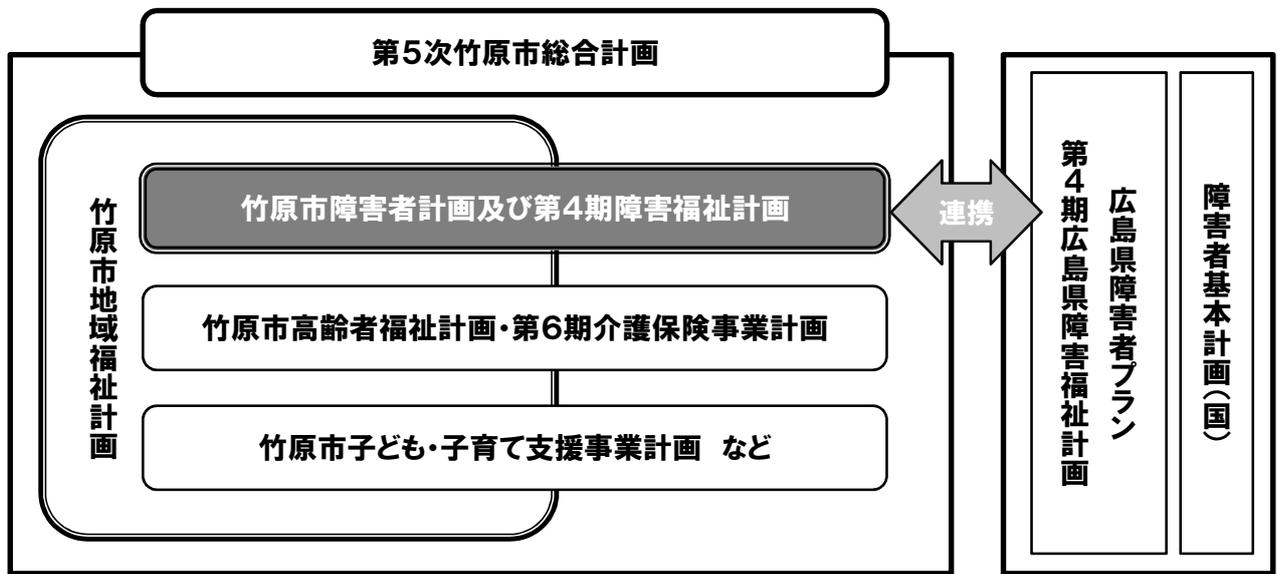
	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
<b>竹原市障害者計画</b>	前計画(平成16年度～)				本計画					
<b>竹原市障害福祉計画</b>	第2期	第3期			第4期(本計画)			第5期		

# 第1章 計画策定に当たって

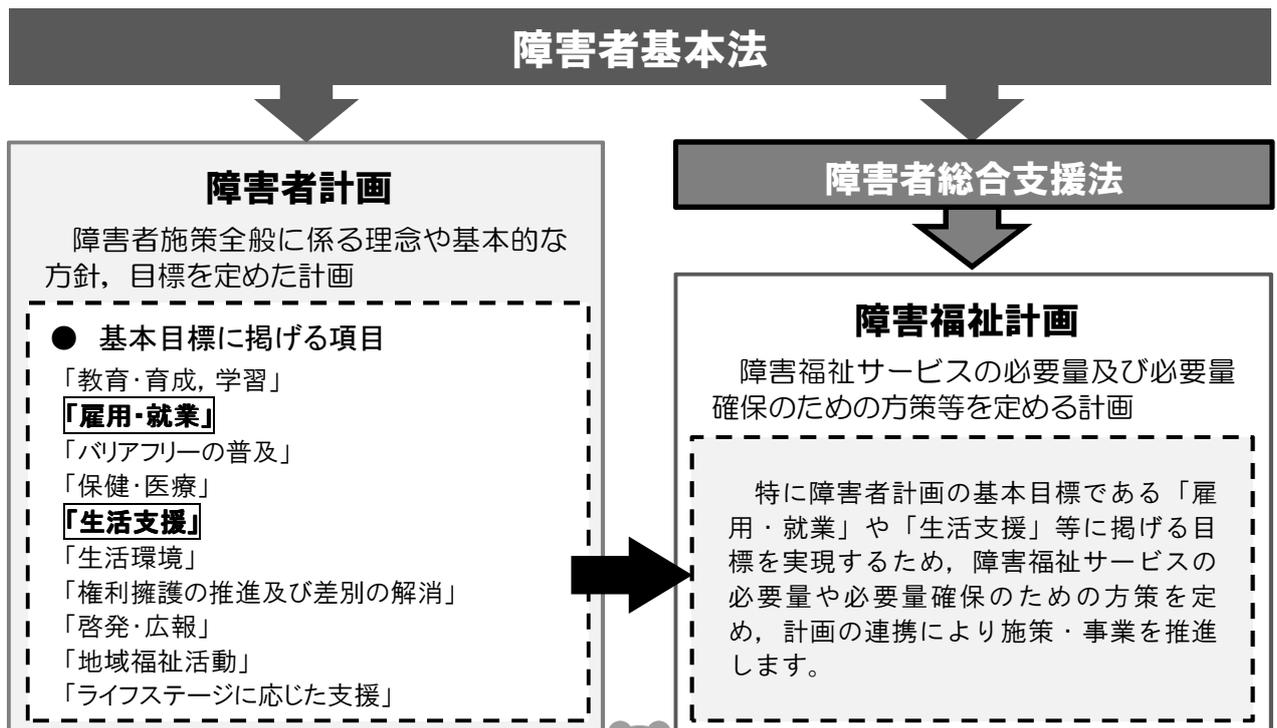
## (3) 計画の位置付けと役割

「竹原市障害者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障害者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。数値目標については、竹原市障害福祉計画において具体的な設定を行います。また、国や広島県の定める計画等の内容を十分に踏まえながら、「第5次竹原市総合計画」を上位計画とし、本市の他の関連計画との整合性を図り策定します。なお、国の障害施策等の動向や社会情勢の変化に応じて、計画の見直しを行っていきます。

「第4期障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。



### ■ 「障害者計画」と「障害福祉計画」の関係



## 第3節 計画の策定体制

### (1) 各種会議等での審議

計画策定に当たっては、「竹原市障害者計画策定委員会」、「竹原市障害者計画策定連絡会議」及び「竹原市障害者自立支援協議会」において、各種調査の実施内容や結果、計画内容などを検討しました。

### (2) アンケート調査の実施

障害のある人の生活状況やニーズを把握するため、郵送配布・郵送回収による「竹原市障害者計画及び第4期障害福祉計画に係るアンケート調査（18歳未満の障害のある人，18歳以上の障害のある人，一般市民）」を実施しました。

### (3) ヒアリング調査の実施

これまでの本市の施策や今後の課題などに関する意見を把握するため、市内22か所の福祉関係事業所（41サービス）への「竹原市障害者事業所ヒアリング」を実施しました。また、就労支援等に関する現状を把握するため、広島西条公共職業安定所竹原出張所（ハローワーク竹原）、広島中央障害者就業・生活支援センターへもヒアリング調査を実施しました。

### (4) ワークショップの実施

障害者関係団体の意見を取り入れるため、ライフステージ移行支援ワーキンググループ、就労支援ワーキンググループ、地域生活支援ワーキンググループにおいてワークショップを実施しました。

### (5) 評価・検証の実施

「竹原市障害者計画」の各施策・事業にかかわる事項について、庁内関係各課や各関係機関に照会し、施策の現状や進捗状況などについての評価・検証を実施しました。

### (6) パブリックコメントの実施

平成27年1月19日（月）から2月17日（火）までの期間、市役所庁舎やホームページなどにおいて計画案を公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

## 第2章 障害のある人を取り巻く状況

### 第1節 本計画の対象となる人の状況

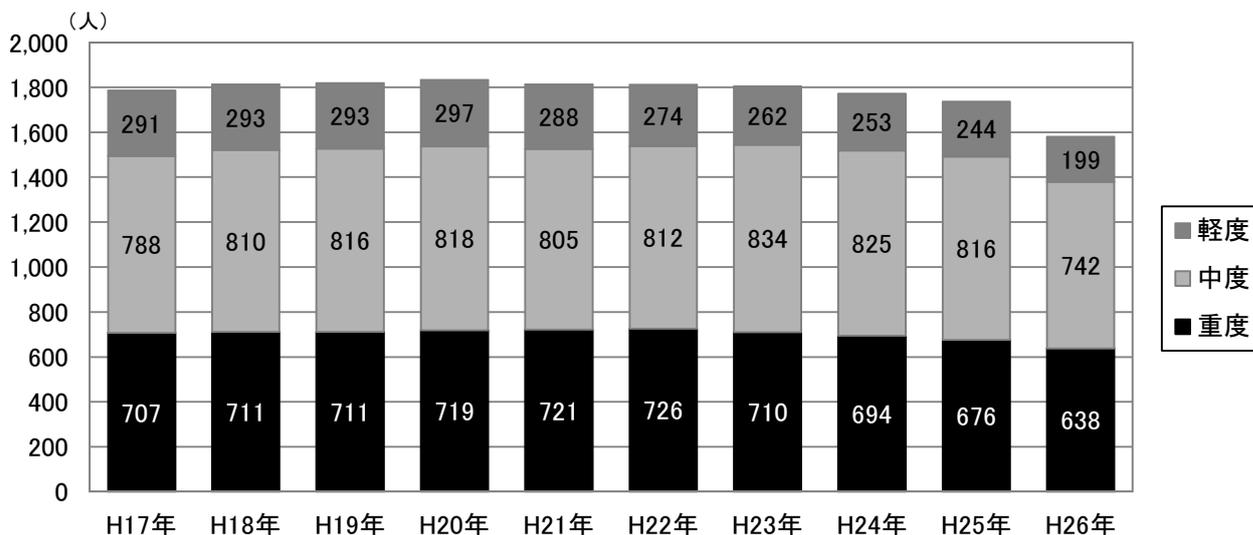
#### (1) 身体障害者数の推移

身体障害者数を身体障害者手帳保持者数の推移で見ると、平成20年の1,834人をピークに減少傾向にあります。平成26年には1,579人となり市内人口の約5.7%となっています。

障害程度別にみると、全体的に減少しているなかで、特に軽度（5級、6級）が減少しており、年齢別には高齢者の減少がみられます。

障害部位別にみると、視覚障害や聴覚・平衡機能障害、内部障害が減少していることがわかります。

■障害程度別 身体障害者手帳保持者数の推移（各4月1日）



（単位：人）

		H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
重度	1級	448	449	459	465	475	478	480	465	460	444
	2級	259	262	252	254	246	248	230	229	216	194
中度	3級	412	423	412	403	396	399	413	396	389	357
	4級	376	387	404	415	409	413	421	429	427	385
軽度	5級	159	155	153	155	147	137	126	125	123	100
	6級	132	138	140	142	141	137	136	128	121	99
合計		1,786	1,814	1,820	1,834	1,814	1,812	1,806	1,772	1,736	1,579

資料：福祉課 障害福祉係

## 第2章 障害のある人を取り巻く状況

### ■年齢別 身体障害者手帳保持者数の推移（各4月1日）

（単位：人）

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
18歳未満	25	25	24	22	25	28	26	28	30	28
18～39歳	85	85	77	69	68	66	67	61	53	52
40～64歳	402	404	393	383	381	361	353	337	324	301
65歳以上	1,274	1,300	1,326	1,360	1,340	1,357	1,360	1,346	1,329	1,198
合計	1,786	1,814	1,820	1,834	1,814	1,812	1,806	1,772	1,736	1,579

資料：福祉課 障害福祉係

### ■障害部位別 身体障害者手帳保持者数の推移（各4月1日）

（単位：人）

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
視覚障害	159	152	156	158	141	140	134	128	121	85
聴覚・平衡機能障害	190	201	205	203	191	186	182	175	165	140
音声・言語・そしゃく機能障害	14	15	15	17	16	16	16	14	14	13
肢体不自由	939	962	972	988	984	998	1,003	993	988	914
内部障害	484	484	472	468	482	472	471	462	448	427
合計	1,786	1,814	1,820	1,834	1,814	1,812	1,806	1,772	1,736	1,579

資料：福祉課 障害福祉係

### ■障害部位別・年齢別 身体障害者手帳保持者数（H26年4月1日）

（単位：人）

	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
視覚障害	0	3	17	65	85
聴覚・平衡機能障害	5	2	19	114	140
音声・言語・そしゃく機能障害	0	1	6	6	13
肢体不自由	17	34	182	681	914
上肢	1	8	51	146	206
下肢	1	6	68	380	455
体幹	12	14	55	152	233
運動機能障害	3	6	8	3	20
内部障害	6	12	77	332	427
心臓機能障害	6	10	34	202	252
腎臓機能障害	0	1	29	42	72
呼吸器機能障害	0	0	4	33	37
ぼうこう・直腸・小腸機能障害	0	1	10	55	66
合計	28	52	301	1,198	1,579

資料：福祉課 障害福祉係

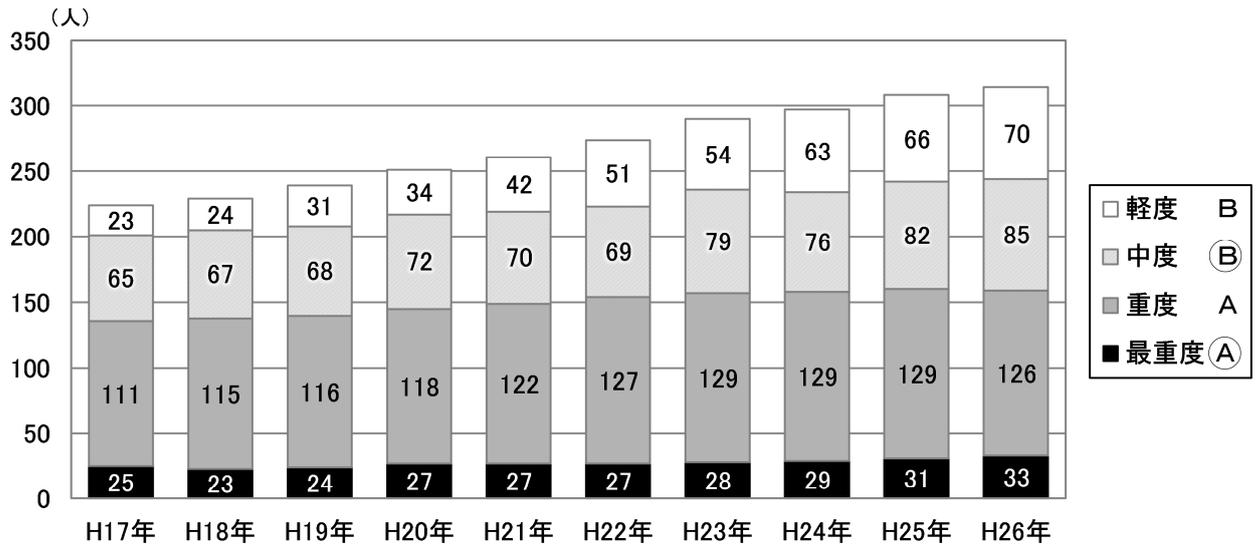
## 第2章 障害のある人を取り巻く状況

### (2) 知的障害者数の推移

知的障害者数を療育手帳保持者数の推移で見ると、年々増加しており、平成26年には合計314人となっています。特に軽度（B）が増加しており、平成17年から平成26年の10年間で23人から70人と約3倍に増加しています。

年齢別にみると、18歳未満よりも18歳以上の増加率が高くなっています。

#### ■等級別 療育手帳保持者数の推移（各4月1日）



(単位:人)

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
最重度 (A)	25	23	24	27	27	27	28	29	31	33
重度 (A)	111	115	116	118	122	127	129	129	129	126
中度 (B)	65	67	68	72	70	69	79	76	82	85
軽度 (B)	23	24	31	34	42	51	54	63	66	70
合計	224	229	239	251	261	274	290	297	308	314

資料:福祉課 障害福祉係

#### ■年齢別 療育手帳保持者数の推移（各4月1日）

(単位:人)

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
18歳未満	45	45	48	50	48	52	51	51	54	50
18歳以上	179	184	191	201	213	222	239	246	254	264
合計	224	229	239	251	261	274	290	297	308	314

資料:福祉課 障害福祉係

■年齢別・等級別 療育手帳保持者数（H26年4月1日）

（単位：人）

	最重度 ㊤		重度 A		中度 ㊤		軽度 B		合計	
18歳未満	5	15.2%	8	6.3%	11	12.9%	26	37.1%	50	15.9%
18歳以上	28	84.8%	118	93.7%	74	87.1%	44	62.9%	264	84.1%
合計	33	100.0%	126	100.0%	85	100.0%	70	100.0%	314	100.0%

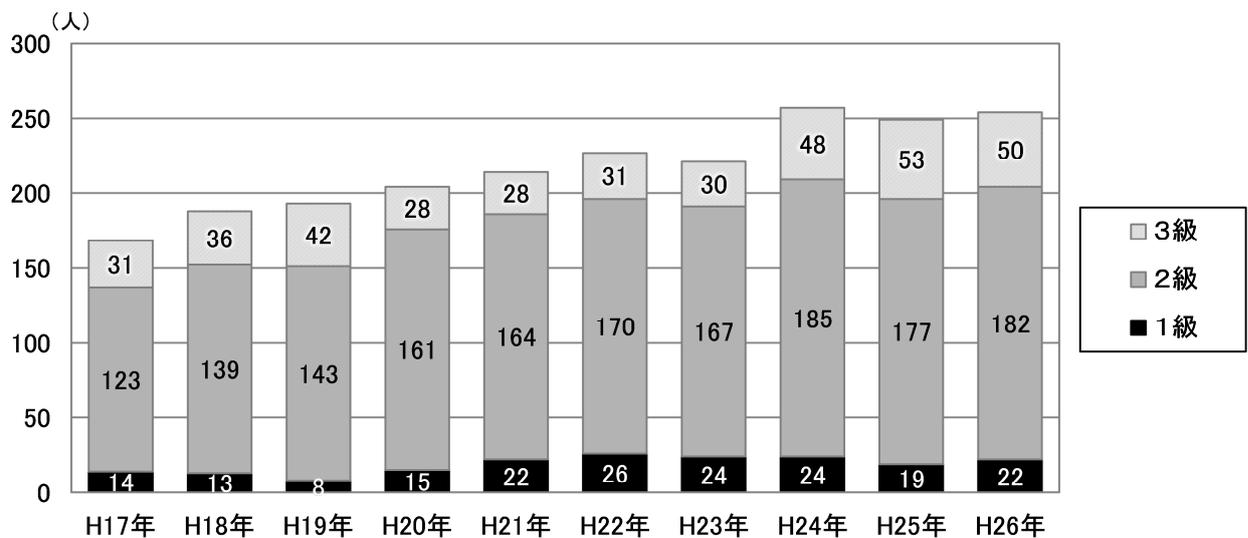
資料：福祉課 障害福祉係

（3） 精神障害者数の推移

精神障害者数を精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移でみると、年々増加傾向にあり、平成24年の合計257人が近年でのピークとなっています。等級別にみても、1級、2級、3級が全体的に増加しています。

通院医療費公費負担制度利用者からみる精神病院通院患者数の推移は、平成22年に比べて50人以上増加しています。

■等級別 精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移（各4月1日）



（単位：人）

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
1級	14	13	8	15	22	26	24	24	19	22
2級	123	139	143	161	164	170	167	185	177	182
3級	31	36	42	28	28	31	30	48	53	50
合計	168	188	193	204	214	227	221	257	249	254

資料：広島県 保健所事業概要

## 第2章 障害のある人を取り巻く状況

### ■精神病院通院患者数の推移（各4月1日）

（単位：人）

	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
通院患者	346	360	388	390	400

※通院医療費公費負担制度利用者数

資料：広島県 保健所事業概要

### （４） 発達障害の相談数の状況

市内の障害者相談支援事業所に相談している発達障害のある人は、平成24年度で20人となっています。平成23年度と比較して倍以上に増加しており、潜在的な該当者がいるものと考えられます。

### ■相談支援を利用している障害のある人の状況

（単位：人）

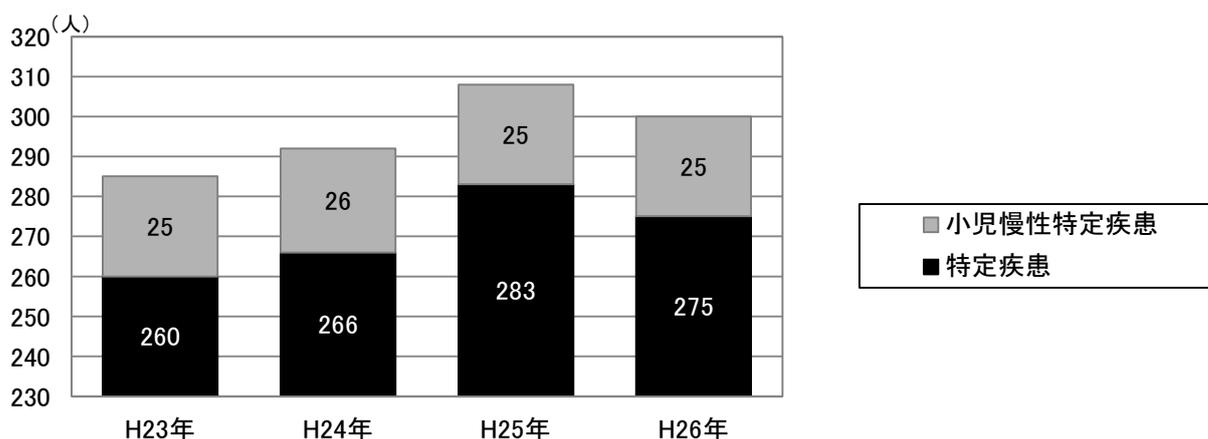
	H23年度	H24年度
相談支援を利用している発達障害のある人の相談人数	9	20

資料：福祉課 障害福祉係

### （５） 難病患者等の状況

難病患者数の推移をみると、平成23年から増加傾向にあります。平成25年の合計308人が近年のピークとなっています。特に、特定疾患の患者数に増減がみられます。

### ■難病患者数の推移（各4月1日）



（単位：人）

	H23年	H24年	H25年	H26年
特定疾患	260	266	283	275
小児慢性特定疾患	25	26	25	25
合計	285	292	308	300

資料：広島県 保健所事業概要

■特定疾患治療研究事業の対象疾患（平成26年12月31日現在）

01	ベーチェット病	29	膿疱性乾癬
02	多発性硬化症	30	広範脊柱管狭窄症
03	重症筋無力症	31	原発性胆汁性肝硬変
04	全身性エリテマトーデス	32	重症急性性肺炎
05	スモン	33	特発性大腿骨頭壊死症
06	再生不良性貧血	34	混合性結合組織病
07	サルコイドーシス	35	原発性免疫不全症候群
08	筋萎縮性側索硬化症(ALS)	36	特発性間質性肺炎
09	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	37	網膜色素変性症
10	特発性血小板減少性紫斑病	38	プリオン病
11	結節性動脈周囲炎	39	肺動脈性肺高血圧症
12	潰瘍性大腸炎	40	神経線維腫症Ⅰ型／神経線維腫症Ⅱ型
13	大動脈炎症候群	41	亜急性硬化性全脳炎
14	ビュルガー病(バージャー病)	42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群
15	天疱瘡	43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
16	脊髄小脳変性症	44	ライソゾーム病(ファブリー病含む)
17	クローン病	45	副腎白質ジストロフィー
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
19	悪性関節リウマチ	47	脊髄性筋萎縮症
20	パーキンソン病関連疾患	48	球脊髄性筋萎縮症
21	アミロイドーシス	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
22	後縦靭帯骨化症	50	肥大型心筋症
23	ハンチントン病	51	拘束型心筋症
24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	52	ミトコンドリア病
25	ウェゲナー肉芽腫症	53	リンパ脈管筋腫症(LAM)
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	54	重症多形滲出性紅斑(急性期)
27	多系統萎縮症	55	黄色靭帯骨化症
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	56	間脳下垂体機能障害

## 第2節 アンケート結果からみる状況

### (1) アンケート調査の概要

対象者	概要
20歳以上の市民	調査数 1,000名
	調査時期 平成26年5月17日～5月30日
	調査回収数 407件
	回収率 40.7%
障害のある人 (18歳未満)	調査数 70名
	調査時期 平成26年5月17日～5月30日
	調査回収数 23件
	回収率 32.9%
障害のある人 (18歳以上)	調査数 2,063名
	調査時期 平成26年5月17日～5月30日
	調査回収数 1,085件
	回収率 52.6%

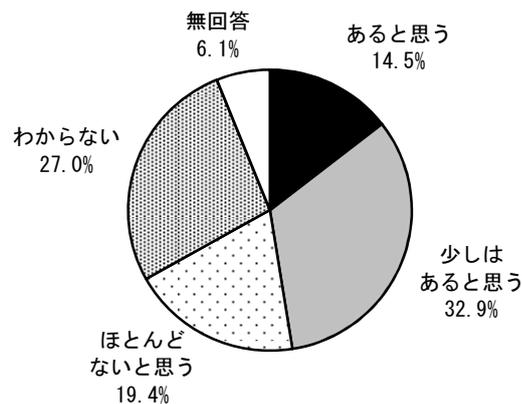
## 第2章 障害のある人を取り巻く状況

### (2) アンケート結果

■あなたは、竹原市では障害のある人に対し、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。  
<20歳以上の市民に対するアンケート>

「あると思う」、「少しはあると思う」を合わせると、約半数が障害のある人に対して差別や偏見があると思っています。

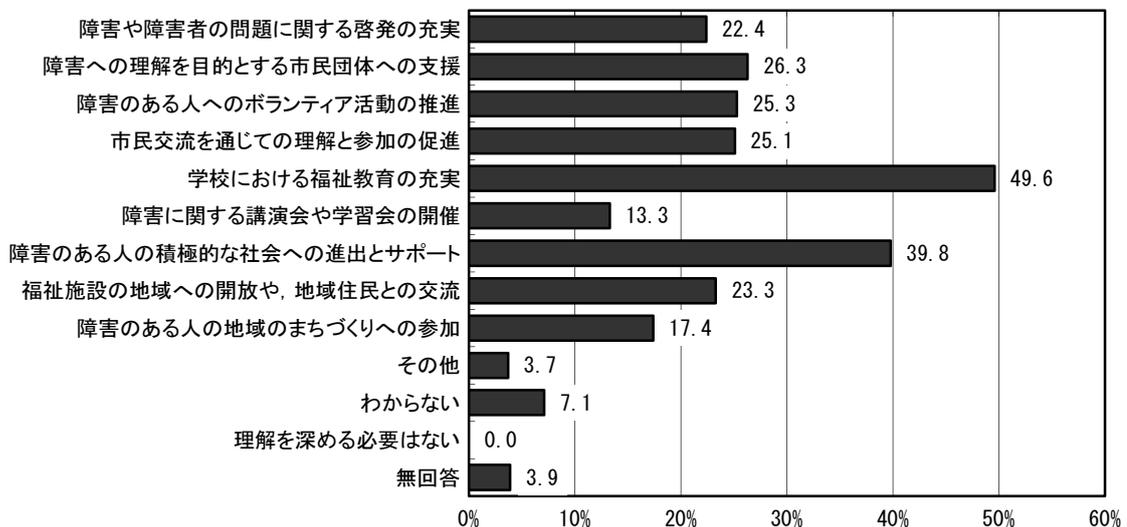
(SA) N=407



■あなたは、障害のある人への市民の理解を深めるためには、何が必要であると思いますか。  
<20歳以上の市民に対するアンケート>

約半数の人が、「学校における福祉教育の充実」が必要だと考えています。

(MA) N=407



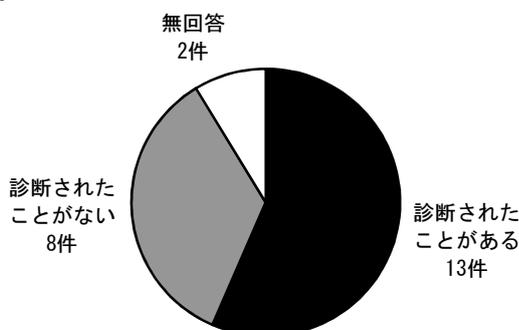
市民の約半数は障害のある人に対して、何らかの偏見や差別があると思っています。それに対して、学校等において、障害に対する正しい知識等の福祉教育を進める必要があると感じています。引き続き、福祉教育のさらなる充実が重要です。また、障害のある人の積極的な社会への進出とサポートが必要です。

■あなたは発達障害として診断されたことがありますか。

＜障害のある人(18歳未満)に対するアンケート＞

「診断されたことがある」と回答した人が半数以上を占めています。

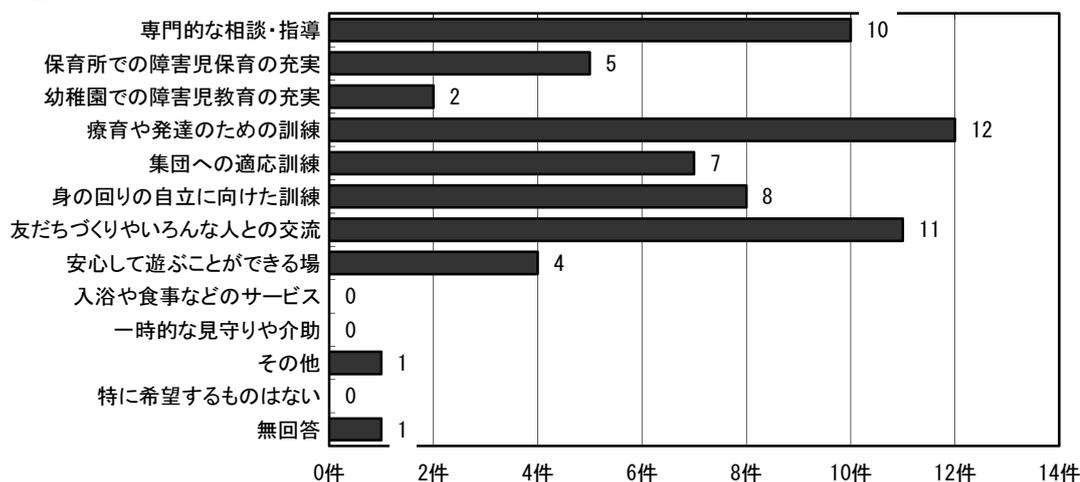
(SA) N=23



■保育所や幼稚園、福祉施設など、障害のある子どものための通所型の施設やサービスについて、どのようなことを希望されますか。＜障害のある人(18歳未満)に対するアンケート＞

「療育や発達のための訓練」や「友だちづくりやいろいろな人との交流」を希望する回答が多くなっています。

(MA) N=23



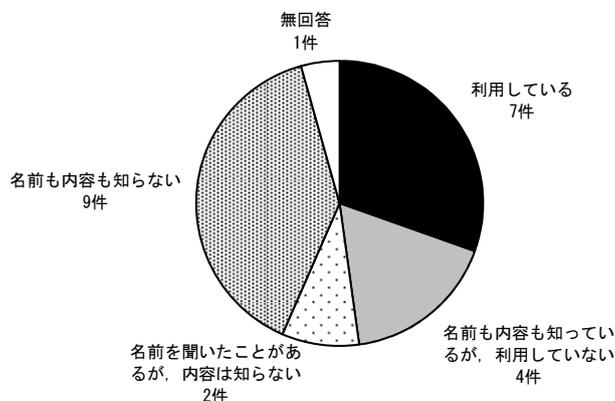
発達障害と診断された人の割合が高く、療育や発達のための訓練を希望していることから、発達障害のある人への療育や発達のための訓練、交流の場などの社会資源の整備、保育、教育、生活分野での支援等が必要です。

## 第2章 障害のある人を取り巻く状況

### ■「サポートファイル<sup>※1</sup>」についてご存知ですか。〈障害のある人(18歳未満)に対するアンケート〉

「利用している」と回答した人に比べて、「名前も内容も知らない」と回答した人が多くなっています。

(SA) N=23



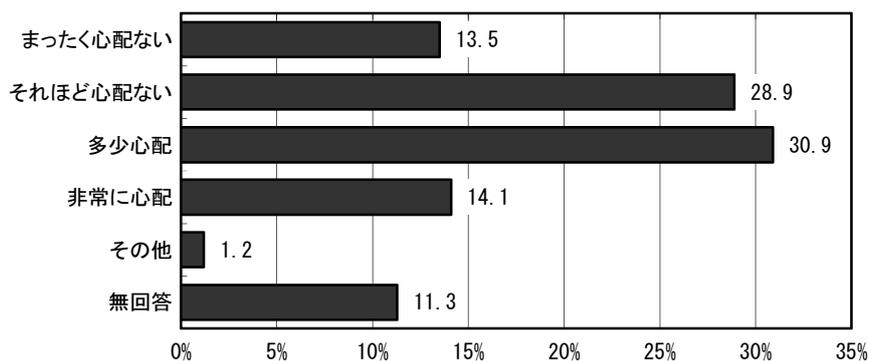
サポートファイルに関するより一層の周知・啓発が必要です。

### ■現在の世帯の経済状況について、どのくらい心配ですか。

〈障害のある人(18歳以上)に対するアンケート〉

「多少心配」と「非常に心配」を合わせた経済状況を「心配している」人は「心配ない」人より多くなっています。

(SA) N=1,085

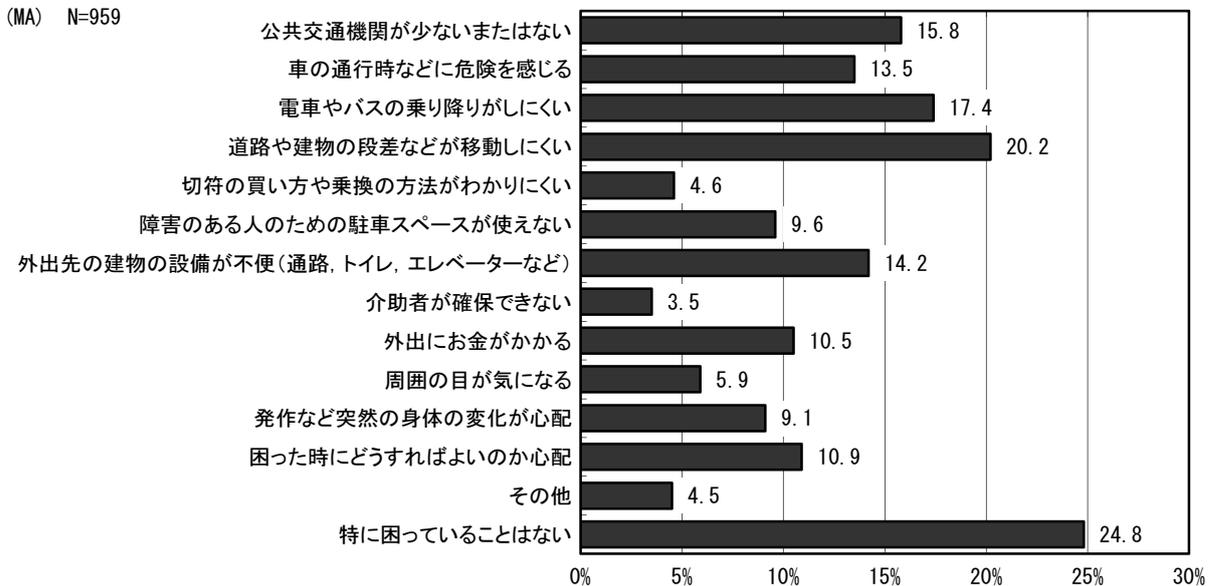


障害のある人(18歳以上)の約半数が経済状況について心配に感じています。

<sup>※1</sup> サポートファイルとは：保護者がお子さんとの日々の関わりや病院、福祉施設、保育所、学校等で受けた支援内容などを書き綴り、「記録・保管」する記録ノートのことで、ライフステージによる関係機関の変化等にスムーズな対応ができます。

■外出するときに困ることは何ですか。〈障害のある人(18歳以上)に対するアンケート〉

約4分の1の人が「特に困っていることはない」と回答していますが、「道路や建物の段差などが移動しにくい」ことや「電車やバスの乗り降りがしにくい」ことなども上位に挙げられています。

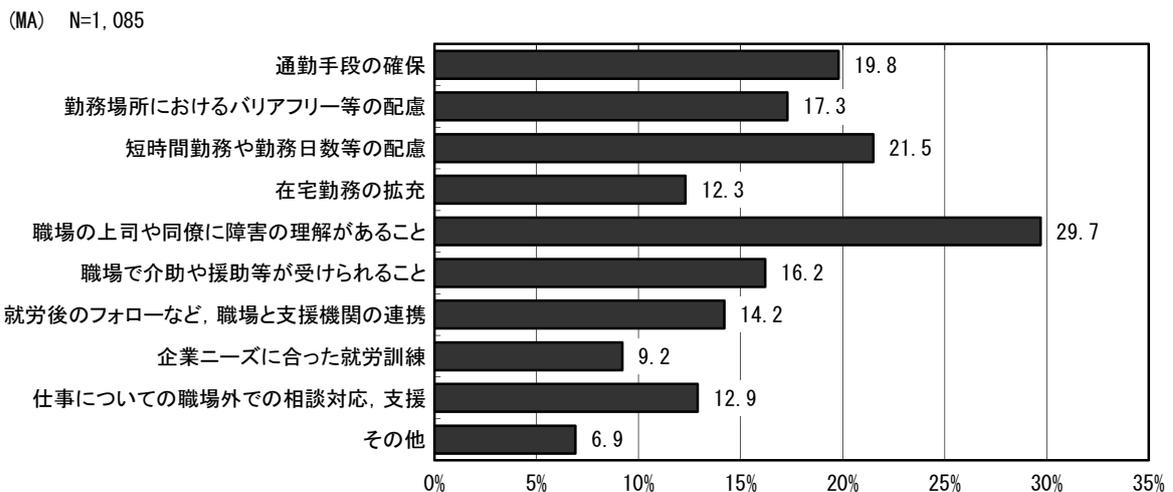


ユニバーサルデザインやバリアフリーのまちづくりが求められています。

■あなたは、障害のある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

〈障害のある人(18歳以上)に対するアンケート〉

約3割の人が「職場の上司や同僚に障害の理解があること」としています。



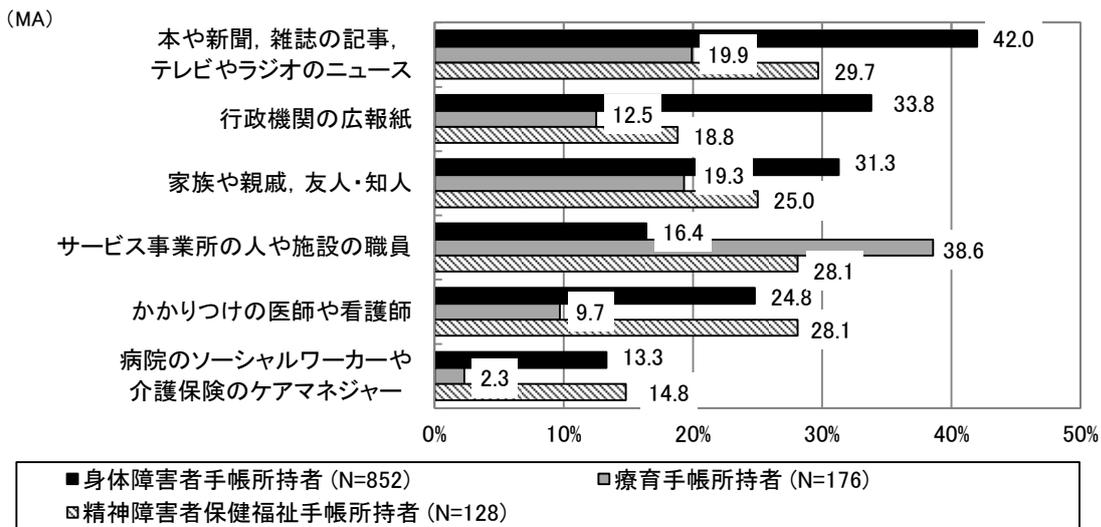
障害のある人に配慮した企業・職場のあり方を啓発していく必要があります。

## 第2章 障害のある人を取り巻く状況

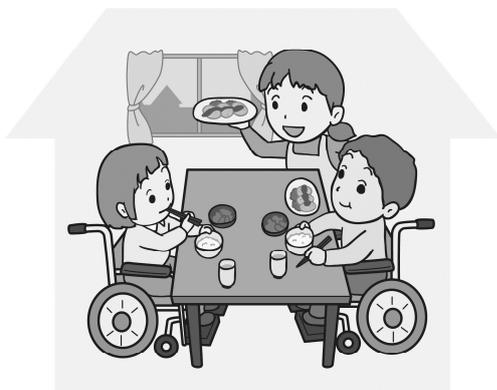
■あなたは、障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。  
 <障害のある人(18歳以上)に対するアンケート>

“身体障害者手帳所持者”では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が最も高く、次いで「行政機関の広報紙」が高くなっています。

“療育手帳所持者”では「サービス事業所の人や施設の職員」，“精神障害者保健福祉手帳所持者”では前述の「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」，“サービス事業所の人や施設の職員”に加えて「かかりつけの医師や看護師」から情報を得ている傾向があります。



障害の種別に応じて、情報の入手先は異なっており、情報の提供に当たっては、必要に応じて適切な情報伝達手段を選択する必要があります。



## 第3節 ヒアリング結果からみる状況

### (1) 事業所ヒアリングの概要

市内 22 か所の福祉関係事業所（41 サービス）に障害のある人に関する現在の状況等についてヒアリングを行いました。事業所の関係障害種別は以下のとおりです。

#### ■ヒアリング事業所の関係障害種別

身体	知的	精神	発達	障害児	合計
8	14	9	4	6	41

また、ハローワーク竹原、広島中央障害者就業・生活支援センターに対しては、就労支援に関するヒアリングを行いました。

### (2) 事業所ヒアリング結果

#### ① 生活に関する課題や意見

- 障害のある子ども一人ひとりに応じた適切な教育が必要である。
- 市内には障害のある人が安定した収入を得られる職場が不足しており、事業主・職員の障害に関する理解と対応等、資質向上が必要である。
- 障害福祉サービス利用者が高齢化・重度化することにより対応が多様化しているため、支援体制のあり方を検討していく必要がある。
- 問題・課題の多様化に伴う、相談体制の充実が不可欠であると同時に、十分な情報提供体制も確立しなければならない。
- 職員の不足により十分なサービスが提供できないため、研修の充実を含めた職員の育成や確保が必要である。
- 事業所間での連携が不足しており、支援しあえるネットワーク体制や交流の場が必要である。
- 障害のある人の休日等、余暇の過ごし方が偏ってしまい、楽しみが作れないことにより仕事が長続きしない。

#### ② 環境に関する課題や意見

- 「住み慣れた地域で安心して暮らしたい」という障害のある人の思いに対して、地域全体のバリアフリー化が不十分であり、整備された住宅も不足している。

#### ③ 地域活動に関する課題や意見

- 障害者自身が行事参加に対して消極的であり、交流ができていない。
- 地域と障害のある人との接点が少なく、地域においても障害のある人に対する理解が不足している。
- 地域で障害のある人を見守るためのネットワークが不足している。

## 第2章 障害のある人を取り巻く状況

### (3) 就労支援機関ヒアリング結果

#### ① 就労支援・雇用促進における課題

- 建物のバリアフリーなど物理的な環境の整備ができていない。
- 外部機関の支援の活用が十分できていない。

#### ② 就職先に定着するために重要なこと

- 障害特性に応じた作業内容や作業手順の改善をする必要がある。
- 指導的役割の従業員の配置が必要である。
- 他の従業員とのコミュニケーションが図れる環境づくりが必要である。

#### ③ その他困っていること

- 公共交通が不便なことによって就労に結びつかないケースがある。
- 法定雇用率の雇用義務対象企業が少なく、事業主、現場責任者の理解が得られない。
- 障害のある人の求職者が少ない。

## 第4節 ワークショップからみる課題と支援

#### ① 就労支援ワーキンググループ ワークショップ

- 交通の便が悪く、通勤できない場合が多いため、職場近くへの送迎が必要である。
- 障害のある人の就労には事業主や従業員からの理解が必要で、企業への研修や障害のある人の働いている様子を見学してもらう機会が必要である。
- 障害のある人が職場と家族の板挟みになり、精神的に追い詰められる場合があるため、家族に対し、仕事と障害に対する理解を進めることが必要である。
- 仕事をすることが生きがいややりがいにつながるように、一定以上の収入の確保や生産から収入までの流れを障害者自身で行うなど、様々な状況に合わせた支援が必要である。

#### ② 地域生活支援ワーキンググループ ワークショップ

- 夜間や休日の見守りサービスが不足しており、在宅での家族の負担が大きくなっているため、緊急時や家族不在時の受け入れや気軽に見守りをしてもらえる体制の整備が必要である。
- サービスの種類が少なく、適切なサービスの利用ができない場合がある。また、生活などすべてにおいてマネジメントできる人の存在が必要である。
- 就労以外の日中の居場所や土日・祝日も含めた気軽に集まれる場所が必要であり、気軽に利用できるサロンといった社会資源の情報提供が必要である。
- 金銭管理について相談できる人が必要である。
- 障害者自身の生活能力に課題がある人が多いため、生活意識の向上に対する支援が必要である。
- ボランティアスタッフ等の人材の確保や地域の人の支援が必要である。

③ ライフステージ移行支援ワーキンググループ ワークショップ

- 身近な保育所や幼稚園等が窓口となることや発達相談の専門員を配置するなど、相談体制を充実させ、発達障害等に対する早期発見・早期療育が必要である。
- ライフステージに沿った切れ目のない支援を提供できるよう、次ステージとの連携が必要である。
- 家庭、保健、医療、福祉、教育等、子どもを取り巻く支援機関が連携しやすい体制の構築が必要である。
- 障害に関する家族の理解を深める必要がある。また、障害のある子どもの受け入れ体制を確保するなどといった家族への支援も必要である。



## 第3章 計画の基本理念と施策体系

### 第1節 計画の基本理念

「インクルーシブ」と「ノーマライゼーション」の理念に基づき、一人ひとりが障害のあるなしにかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支えあいながら生活し、障害のある人に対する差別のない、合理的な配慮を行う社会を目指します。

また、「ユニバーサルデザイン」の考え方を施策推進の基本とし、障害のある人もない人も、若者も高齢者も、男性も女性も、外国人も、すべての人が暮らしやすいような、人づくり、まちづくりを進めます。

#### インクルーシブ：

「包み込む」という意味で、「包容する」「包摂する」「包含する」などと訳されている。1980年代以降、アメリカの障害児教育で注目された考え方で、障害のあるなしにかかわらず一人ひとりが社会に受け入れられ、支援を受けられること。

#### ノーマライゼーション：

障害のある人が障害のない人と同様の生活・権利などが保障されるように、環境整備を進めること。

#### ユニバーサルデザイン：

年齢、性別、身体、国籍など、人々にある様々な特性や違いを越えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、まちづくりやものづくりを行っていかこうとする考え方。バリアフリーは現にあるバリア（障壁）を取り除くという発想で、ユニバーサルデザインは最初からだれにとってもバリアのない社会を目指していくという考え方。



## 第2節 計画の基本目標

本計画では、計画の基本理念を実現するために3つの基本目標を設定し、国の方針に沿って、次のような体系で総合的に障害者施策を推進します。

### 目標1 地域でいきいきと暮らすために

#### 1-1 教育・育成, 学習

- ① 乳幼児期の保育・教育の充実
- ② 学齢期教育・放課後対策の充実
- ③ 生涯学習の充実
- ④ スポーツ・レクリエーションの振興

#### 1-2 雇用・就業

- ① 一般就労に向けた雇用促進
- ② 福祉的就労機会の充実

#### 1-3 バリアフリーの普及

- ① バリアフリーのまちづくりの促進
- ② 情報のバリアフリーの推進
- ③ 移動サービスの充実

### 目標2 地域で安心して暮らすために

#### 2-1 保健・医療

- ① 障害のある人や家族の健康づくりの促進
- ② 障害の原因となる疾病等の予防と早期発見・早期治療, 療育体制の確立
- ③ 地域リハビリテーションの充実
- ④ 障害者医療の充実

#### 2-2 生活支援

- ① 在宅生活支援サービスの充実
- ② 地域生活への移行促進
- ③ 通所施設における生活訓練の充実
- ④ 経済的な支援
- ⑤ 相談体制の充実
- ⑥ サービスの質の向上及び人材の確保

#### 2-3 生活環境

- ① 入所支援施設の充実
- ② 障害のある人が暮らしやすい住宅の確保
- ③ 防災対策の推進
- ④ 防犯・交通安全対策の推進



## 目標3 ともに支えあう地域社会の構築のために

### 3-1 権利擁護の推進及び差別の解消

- ① 権利擁護の推進
- ② 障害者差別の解消及び虐待防止対策

### 3-2 啓発・広報

- ① 啓発・広報活動の充実
- ② 福祉教育等の推進

### 3-3 地域福祉活動

- ① 地域福祉活動の推進
- ② 地域における交流機会の充実
- ③ ボランティア等の養成・確保

### 3-4 ライフステージに応じた支援

- ① ライフステージ移行支援体制の構築

## 第3節 重点プロジェクト

本計画では、基本目標の実現に向けて、それぞれの推進方向を定めるとともに、特に積極的な取組により、事業を推進していく必要がある以下のポイントを目標ごとに重点プロジェクトとして位置付けます。

### 目標1

地域でいきいきと  
暮らすために

#### 重点プロジェクト1 就労支援の充実（P24-25）

障害のある人の就労に当たって、企業への障害理解の促進や、継続して働き続けるための定着支援について、各支援機関と連携を図るとともに、移動サービスの充実などを進めます。また、福祉的就労に従事する障害のある人の自立を支えるための、工賃向上などといった取組について支援します。

### 目標2

地域で安心して  
暮らすために

#### 重点プロジェクト2 地域生活の支援（P31-33）

地域での生活が安定的に継続できるよう、障害のある人が暮らしやすい住居の確保、地域生活への移行促進、相談等のサポート体制の充実などについて、関係機関との連携を図りながら推進します。また、障害に関する理解を深め、地域での支えあいを進めます。

### 目標3

ともに支えあう  
地域社会の構築のために

#### 重点プロジェクト3 ライフステージに切れ目のない支援(P46)

出生から乳幼児期、成人に至るまで、ライフステージが移っても切れ目のない支援を引き継げる体制を構築するため、サポートファイルの活用を推進するとともに、保健、医療、福祉、教育、療育機関などと連携を図ります。

## 第4章 施策の推進方向

### 目標1 地域でいきいきと暮らすために

#### 1-1 教育・育成，学習

##### 現状と課題

<b>現状</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 講師・専門家により，職員のスキルアップを図っています。</li> <li>● アンケートによると，保育所，幼稚園，福祉施設等の通所型の施設やサービスについては「療育や発達のための訓練」や「人との交流」が求められています。</li> </ul>	<b>課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 一人ひとりに対応した適切な教育プログラムの推進が必要です。</li> <li>▶ 児童発達支援，放課後等デイサービスなど身近な地域において，適切な療育等の提供が必要です。</li> </ul>
-----------	--	-----------	---

##### ・ポイント

様々な関係機関と密に連携を取りあい，個別の実態に応じた相談体制・支援体制を確立して，乳幼児期から学齢期に至る一貫した療育への取組を行います。

##### 具体的施策

##### ① 乳幼児期の保育・教育の充実

- ◆ 乳幼児健康診査の充実を図るとともに，専門機関への早期受診を促進し，障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療を推進します。
- ◆ 家庭児童相談室や広島県こども家庭センター，さらに学校，保育所，幼稚園等との連携による療育等相談の実施について，広報紙等を通じて広く周知し，相談・フォロー体制の充実に努めます。
- ◆ 個別のニーズに応じて加配保育士や介助員を配置し，障害のある子どもの受け入れを行っています。引き続き，保育所や幼稚園のバリアフリー化など施設機能の充実をはじめ，障害のある子どもの受け入れ体制の強化を図ります。
- ◆ 教育相談員によるニーズに対応した相談体制の充実とともに，関係機関の連携を確保し，就学前の相談・指導體制の強化を図ります。また，特別な支援の必要な幼児・児童・生徒の就学について審議する「竹原市特別支援教育相談委員会」に対して，介助員の配置や特別支援学級への入級について諮問し，適切な対応を図ります。

具体的取組	担当部署・機関
乳幼児健康診査，子どもの相談による専門機関の受診勧奨	市民健康課
障害のある子どもの受け入れ体制の整備	子ども福祉室 学校教育課
就学前相談の充実	学校教育課

**② 学齢期教育・放課後対策の充実**

- ◆ 市教育委員会及び県教育委員会が実施する小中学校教職員を対象とした研修をはじめ、特別支援教育コーディネーター対象の特別支援教育研修会や、介助員を対象とした特別支援にかかわる研修会等、計画的・継続的な研修や研究を充実させ、教職員等の専門性の向上を図るとともに、医療や心理など外部の専門家や専門機関との連携を図り、特別支援学級等の専門的支援体制や特別支援教育の充実に努めます。また、県主催の研修等を通して、市内のリーダー的な役割を担う専門性を持った教員の育成を図ります。
- ◆ 特別支援教育コーディネーターとの連携のもと、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害などの発達障害のある児童・生徒への対応も含めた特別支援教育を推進します。また、通常の学級に在籍する特別な支援の必要な児童・生徒への適切な対応については、センター的機能を持つ特別支援学校の外部講師を招聘するなど、教職員に対し引き続き研修を進めます。
- ◆ 児童・生徒の健康の保持・増進とともに、生活を送る上で必要な正しい生活習慣を習得させるため、成長段階に応じた健康教育や健康診断などの学校保健を充実します。また、保健主事研修会において、健康相談の充実に向けた研修を実施します。
- ◆ 放課後児童クラブについては、施設の改善やニーズに応じた加配指導員の確保を図り、引き続きすべての放課後児童クラブでの、障害のある子どもの受け入れ体制の確保について推進します。
- ◆ 市内において、平成 24 年度から放課後等デイサービス、平成 25 年度から児童発達支援のサービスを提供する事業所が開設されています。引き続き障害のある子どもの居場所づくりや療育を図るため、提供体制の充実を図ります。
- ◆ 障害のある子どもを一時的に保護し、日中活動の場を提供する日中一時支援事業など、放課後・土日・長期休暇中における生活の場の確保について引き続き実施します。

具体的取組	担当部署・機関
研修等による教員等の育成	学校教育課
特別支援教育の推進	学校教育課
学校保健の充実	学校教育課
放課後児童クラブでの障害のある子どもの受け入れ体制の整備	子ども福祉室
障害のある子どもの日中活動の充実	福祉課

**③ 生涯学習の充実**

- ◆ 講演会等の開催に当たっては、手話奉仕員等の確保や車椅子に配慮した会場づくり等に努めるとともに、公民館や美術館等で開催している各種講座や創作活動においても、障害のある人の参加に配慮した場づくりに努めます。
- ◆ 障害のある人の生涯学習を促進するため、図書館における録音図書や点字図書、大活字本等資料の充実を図るとともに、資料の小包郵便サービスやボランティアによる資料の手渡しサービス等の実施に努めます。
- ◆ 文化祭や作品展など、障害のある人にも参加できる文化・芸術事業を推進し、日頃の練習成果や得意分野を披露する場づくりに努めます。

具体的取組	担当部署・機関
配慮した学習の場づくり	文化生涯学習室
点字図書など生涯学習における支援サービスの充実	文化生涯学習室 社会福祉協議会
文化芸術活動成果の発表の場づくり	文化生涯学習室

#### ④ スポーツ・レクリエーションの振興

- ◆ 地域生活支援事業として、障害者団体や社会福祉施設等との連携により開催するふれあい運動会の充実を図るとともに、障害のある人の交流、体力増強、余暇等に資するため、スポーツ・レクリエーション教室等を実施します。
- ◆ 障害のある人のスポーツを奨励するため、国際的及び全国的な障害者スポーツ大会の活躍者の顕彰等について、激励会や表彰を実施します。また、支援制度を広報紙やホームページ等を活用し、広く周知することで、引き続きスポーツ参加者の増加を図ります。
- ◆ 市スポーツ施設の活用による障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、障害者団体における利用料の減免を継続するとともに、各種事業プログラムの充実に努めます。
- ◆ 障害のある人も参加しやすいスポーツ機会の提供や、環境づくりの重要性をスポーツ関係団体等に啓発し、参加機会の創出や指導体制の充実に努めます。

具体的取組	担当部署・機関
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の実施	福祉課
激励会、表彰等の実施	文化生涯学習室
市スポーツ施設利用料の減免による活用促進	文化生涯学習室
スポーツ・レクリエーションの参加機会の創出や指導体制の充実	文化生涯学習室



## 1-2 雇用・就業

### 現状と課題

#### 現状

- アンケートによると、18歳以上の障害のある人のうち、現在の経済状況を心配している人は全体の約半数となっています。
- アンケートによると、障害のある人の就労支援として、「職場の上司や同僚の障害に対する理解」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」などが求められています。
- 福祉的就労の場の充実や、就労継続支援A型事業の実施の場づくりが求められています。

#### 課題

- 働く場が少なく、障害のある人の働きを見学する場づくりを含め、企業側の理解や意識啓発が必要です。
- 交通が不便なことにより就労に結びつかない場合があるため、移動に関する支援が必要です。
- ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との連携により、継続的な就労支援が必要です。
- 就労継続支援A型事業の実施に向けた企業等への働きかけが必要です。
- 福祉的就労の場において、多様な職種や継続の支援などの取組が必要です。

### ・ポイント

雇用においては、働く場所、交通手段、継続就労といった点が課題として挙がっています。就労支援ワーキンググループを中心に、関係機関との連携を強化し、就労に向けた企業へのアプローチ、就労後の定着支援及び生活支援の充実を図ります。また、障害者優先調達推進法による受注拡大により、障害のある人の工賃向上につながるよう取り組みます。

### 具体的施策

#### ① 一般就労に向けた雇用促進

- ◆ 障害があっても職業能力を開発し適切な就労ができるよう、広島障害者職業能力開発校、広島障害者職業センター、ハローワーク竹原などの機関が実施している求職・職業相談、職業紹介、職場適応訓練等について、広報紙等の活用による十分な情報提供に努め、職業的リハビリテーションを奨励します。また、職場実習を行うための協力企業の確保に努めます。
- ◆ 障害のある人の雇用が一層促進されるよう、市内企業に対してハローワーク竹原との連携により障害者雇用に関する啓発を継続して取り組みます。また、就職ガイダンスを実施するほか、ハローワーク竹原が主催する就職説明会への協力体制を整備します。
- ◆ 入札参加資格審査における総合評点数に障害者雇用の項目を追加することで、法定雇用率を達成している企業等が、より規模の大きな公共工事の競争入札へ参加しやすくなるよう優先策を実施します。
- ◆ 市における職員採用に当たっては、引き続き計画的な採用に努めるとともに、希望に応じて障害のある人の実習を受け入れます。

具体的取組	担当部署・機関
職業的リハビリテーション	産業振興課
障害者雇用の啓発	産業振興課
障害のある人の積極雇用事業者の優先策導入の実施【新規】	財政課
市における障害者雇用及び実習の受け入れ	総務課

## ② 福祉的就労機会の充実

- ◆ 企業への就労が困難な人における身近な地域での就労の場を確保するため、関係機関との連携のもと、市内にある就労移行支援事業所の活用及び充実に努めます。
- ◆ 障害者就業・生活支援センターと連携を図りながら、企業を積極的に訪問し、職場適応・定着に向けた支援及び日常生活に関する問題についての相談事業等の充実に努めます。
- ◆ 継続的な雇用や一般就労への移行に向けた、就労継続支援A型事業について、市内における事業所の参入を働きかけます。
- ◆ 就労継続支援B型事業所については、多くの障害のある人の働く場として、また日中活動の場としても大きな役割を担っていることを踏まえ、引き続き支援の充実に努めます。また、事業所における商品開発や、販路拡大、工賃向上に向けた取組等について、関係機関と連携を図り、推進します。
- ◆ 障害者優先調達推進法の施行に伴い、市における方針を平成25年度に策定し、目標額を達成しました。今後も、市の方針を策定し、物品及び役務等の調達について、庁内への周知・積極的な優先発注に努めるとともに、実績について、毎年度公表します。

具体的取組	担当部署・機関
就労移行支援事業所の活用及び充実	福祉課
障害者就業・生活支援センターとの連携	福祉課
就労継続支援A型事業所の参入促進	福祉課
就労継続支援B型事業所との連携による工賃向上等の推進	福祉課
障害者優先調達推進法の方針策定【新規】	福祉課



## 1-3 バリアフリーの普及

### 現状と課題

#### 現状

- 「住み慣れた地域で暮らしたい」という思いに対して、バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりが十分ではありません。
- アンケートによると、18歳以上の障害のある人のうち、「道路や建物の段差などが移動しにくい」、「電車やバスの乗り降りがしにくい」、「公共交通機関が少ない又ははない」といった道路環境や交通環境についての回答が高くなっています。

#### 課題

- バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりが必要です。
- 誰もが安心して利用できる、充実した公共交通機関の整備が必要です。

### ・ポイント

障害のある人をはじめ、妊婦や子ども、高齢者など、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくために、公共施設や道路環境などのバリアフリーや、必要な情報を円滑に得られる情報のバリアフリー、また、社会参加を進めていくため、外出手段の充実に取り組みます。

### 具体的施策

#### ① バリアフリーのまちづくりの促進

- ◆ 障害のある人に配慮したまちづくりを市民と行政が一体となって総合的に推進するため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー新法）」※、「広島県福祉のまちづくり条例」※等に基づいて、ユニバーサルデザインを踏まえた施設管理やこれら法律・条例自体の普及啓発に努めます。  
※「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー新法）」：建設課  
※「広島県福祉のまちづくり条例」：都市整備課、福祉課
- ◆ 本市独自の福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、今後もバリアフリー重点整備区域の設定等による、歩道にある段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、「バリアフリー新法」に基づく安全・安心な道路歩行空間の整備に引き続き取り組みます。
- ◆ 「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、障害のある人の公共施設の利用を促進するため、身近な活動拠点である地区公民館を含めた公共的建築物のバリアフリー化を計画的に進めます。
- ◆ 総合公園・近隣公園・住区公園については、トイレのバリアフリー化、多目的トイレの設置、スロープ、手すり、遊歩道等の整備など、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点で充実に努めます。
- ◆ 広報紙等により市民や企業・商店等の協力を求めながら、路上の看板や放置自転車などの障害物の除去、障害者専用駐車スペースの確保をはじめ、不特定多数の市民が利用する公共的な民間施設のバリアフリー化を促進します。また、公共的な民間施設の所有者等におけるバリアフリーに対する意識を啓発するなど、周知を図ります。

具体的取組	担当部署・機関
配慮あるまちづくりの総合的な推進	都市整備課 建設課 福祉課
安全・安心な歩行空間の整備	建設課
公共的建物等の配慮ある生活環境整備	都市整備課 施設管理者
公園のバリアフリー整備	都市整備課
公共的な民間施設のバリアフリー化の促進	都市整備課 福祉課

## ② 情報のバリアフリーの推進

- ◆ 広報紙等をはじめとする市の発行物については、障害のある人に配慮した適切な活字の大きさ、配色、ふりがな表記、わかりやすい表現等に配慮するとともに、点字版や音声版の発行及び周知を引き続き実施します。
- ◆ 視覚障害者に対する公的な郵便物について、発信元等の点字表示、音声表示化を推進します。
- ◆ 「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、施設管理者の認識向上に努め、障害のある人の利用に配慮した積極的な公共施設内の案内表示整備を進めます。
- ◆ 文字の大きさや配色などアクセシビリティに配慮した、市ホームページの充実を図ります。
- ◆ 聴覚障害者等が日常生活及び社会生活における意思疎通を円滑に行えるよう、手話奉仕員等を派遣します。
- ◆ 視覚障害や聴覚障害、知的障害など意思疎通に関する障害について、市民の理解を深めるための啓発を引き続き取り組みます。

具体的取組	担当部署・機関
配慮ある広報紙等の発行及び周知	企画政策課 福祉課
公的郵便物の推進	福祉課
配慮ある公共施設内の案内表示整備	福祉課 施設管理者
配慮ある市ホームページの構築	企画政策課
意思疎通支援事業による手話奉仕員等の派遣	福祉課
意思疎通に関する障害の理解促進	福祉課

**③ 移動サービスの充実**

- ◆ 交通の手段を持たない障害のある人や、高齢者への外出支援として市が運行している福祉バスについては、路線や乗降場所、便数など、ニーズの把握を行いながら充実に努めます。また、障害者相談支援事業所等を通じて福祉バスの情報提供に努め、利用を促進します。
- ◆ 福祉タクシー券の発行や身体障害者自動車改造費助成、身体障害者自動車運転免許取得費補助など、助成・補助制度の周知と適切な推進を図ります。
- ◆ 単独で外出することが困難な障害のある人の社会参加を促進するとともに、生活の質を高めるため、移動支援事業を実施し、障害のある人の外出支援を促進します。

具体的取組	担当部署・機関
福祉バスの運行	福祉課
福祉タクシー券や自動車改造、運転免許取得費への補助	福祉課
移動支援事業の実施	福祉課



## 目標2 地域で安心して暮らすために

### 2-1 保健・医療

#### 現状と課題

#### 現状

- 難病患者数の推移をみると、平成23年度から平成25年度にかけて増加しています。
- アンケートによると、18歳未満の障害のある人のうち、“発達障害”と診断されたことがある人は半数以上となっています。

#### 課題

- ▶ 乳幼児健康診査や保育所・幼稚園・学校等における健康診査において、疾病や障害の早期発見と、早期療育につなげる体制づくりが必要です。
- ▶ 障害に応じた専門医や相談機関等との連携を図り、切れ目のない支援体制を整えることが必要です。
- ▶ 小児科や精神科などの専門医療機関と地域医療(かかりつけ医等)との連携を充実させる必要があります。

#### ・ポイント

近年では難病患者や発達障害のある人の増加がみられ、その対応について社会的な課題となっています。障害や疾病等の早期発見・早期治療、療育のため、健康診査をはじめ育児相談や健康相談等の機会を通じて、家庭の不安や悩みを解消し、必要に応じて専門機関とつながられる体制を整えます。

#### 具体的施策

##### ① 障害のある人や家族の健康づくりの促進

- ◆ 誰もが気軽に参加できる健康づくり事業を推進し、健康への関心を高めるとともに、多様な健康づくりの機会を提供します。
- ◆ 保健センターや広報紙等の活用を中心に正しい健康情報の提供、障害に応じた健康づくりについて、随時個別に相談を受け助言・指導を行い、障害のある人及びその家族の健康づくりを支援します。また、障害者自身が健康への関心を高め、楽しんで取り組める講座の開催を検討します。
- ◆ 障害のある人の高齢化や重度化に対応するため、医療機関との連携のもと、栄養士、保健師による個別相談や健康管理、食事の指導の充実に努めるとともに、健康診断の充実と健康診査結果を日常の健康づくりに活かせる体制づくりを進めます。
- ◆ 15歳から40歳未満の在宅の身体障害者、知的障害者を対象とする健康診査について、周知を図り、引き続き実施します。
- ◆ 難病患者等の身体状況に応じて、特殊寝台や入浴補助用具、歩行支援用具等を給付する日常生活用具給付事業の実施や、障害福祉サービス等の必要なサービスの提供に努めます。

## 第4章 施策の推進方向

具体的取組	担当部署・機関
多様な健康づくりの機会の提供	市民健康課
個別の健康づくり支援及び体制の整備	市民健康課
在宅障害者健康診査の実施及び周知	福祉課
難病患者等に対する支援【新規】	福祉課

### ② 障害の原因となる疾病等の予防と早期発見・早期治療，療育体制の確立

- ◆ 健康診査の結果，発育や発達に支援を必要とする乳幼児と保護者に対して，専門医等との連携による育児相談（保健，栄養，心理等）を実施します。また，関係機関との連携が必要な場合は，適切な相談・指導を受けることができるよう支援します。
- ◆ 保健師による健康相談や家庭訪問などにより精神疾患の早期発見を図るとともに，事後の指導の充実に向けた，専門医をはじめとする関係機関との連携を確保し，精神保健事業の充実を図ります。
- ◆ 身体障害発生の原因の一つである生活習慣病等の疾病の早期発見，早期治療の観点から，健康診査や各種検診の受診を勧め，さらなる受診率の向上に取り組みます。
- ◆ 発達障害に関する知識を有する専門職員が，児童などが集まる施設及び場を巡回し，支援を担当する職員に対し，障害の早期発見・早期療育のための助言を行います。

具体的取組	担当部署・機関
育児相談・指導の実施	市民健康課
精神保健事業の充実	市民健康課
健康診査受診の促進	市民健康課
巡回支援専門員整備事業の実施【新規】	福祉課

### ③ 地域リハビリテーションの充実

- ◆ 医療機関・リハビリテーション機関・社会福祉施設等との連携を強化し，脳血管疾患をはじめとする疾病や，外傷による中途障害者を対象とした機能回復訓練（理学・作業療法的訓練等）の実施体制の充実に取り組みます。
- ◆ 高次脳機能センターで実施されている，専門スタッフによるリハビリテーションの活用の啓発や研修会の周知などを実施します。

具体的取組	担当部署・機関
機能回復訓練の実施体制の充実	市民健康課
高次脳機能障害のリハビリテーションの周知	市民健康課

#### ④ 障害者医療の充実

- ◆ 障害のある人が地域で安心して暮らすために、研修会や健康診査等の機会を活用し、日常の健康管理や診療を行う、かかりつけ医・かかりつけ歯科医制度の周知及び充実を図ります。また、国民健康保険加入者に対しては、保険証更新時にパンフレットを配布し、周知を図ります。
- ◆ 外出困難な障害のある人や高齢者に対する在宅医療や訪問看護、救急医療に対応できる医療体制の充実に向けて、訪問看護等関係機関の参集によるケア会議や、医療機関が参加する連絡会議等において随時連携を図ります。
- ◆ 外出困難な障害のある人や高齢者の歯の健康と良好な口腔衛生が保持できるよう、歯科医師会による在宅訪問歯科診療の円滑な運用に向けた支援として、引き続き竹原地域医療介護推進協議会等の研修会の活用による周知を行います。

具体的取組	担当部署・機関
かかりつけ医・かかりつけ歯科医制度の周知及び充実	市民健康課
在宅医療，訪問看護，救急医療に対応できる医療体制の充実	市民健康課 福祉課
在宅訪問歯科診療の円滑な運用支援	市民健康課 福祉課

## 2-2 生活支援

### 現状と課題

#### 現状

- サービス利用者の高齢化・重度化が進んでおり、対応の多様化が求められています。
- 職員不足により十分なサービスの提供ができていません。
- 事業所間で、連携や交流が不足しています。
- 休日やプライベートの過ごし方により、仕事等に悪影響を及ぼしている場合があります。

#### 課題

- 普段の見守りや緊急時の預け先等の体制の整備が必要です。
- 相談体制の充実や十分な情報提供体制が必要です。
- 職員雇用や研修を進め、職員確保とスキルアップを進める必要があります。
- 障害者自身の生活能力の向上かつ、生活における幅広い支援が必要です。

### ・ポイント

仕事以外でのプライベート部分の支援は困難である反面、普段の生活そのものであり、就労にも大きな影響を及ぼします。地域生活支援ワーキンググループを中心に、障害のある人の充実した生活のため、障害者自身の生活能力の向上に対する支援、サービス等社会資源の情報収集・提供、地域生活への円滑な移行に係る支援、相談等のサポート体制の充実などに取り組めます。

**具体的施策**

**① 在宅生活支援サービスの充実**

- ◆ 広報紙，市ホームページ，新規パンフレットの配布，さらには障害者相談支援事業所・保健センターを通じた周知など，様々な媒体や機関を通じ，障害福祉サービスや日常生活用具等について啓発します。また，障害のある人の在宅生活を支援するため，個々の障害の特性やニーズを把握し，適正なサービス利用を促進します。
- ◆ 障害福祉サービス事業所について，社会福祉法人やNPO法人（民間非営利団体）などの事業者との連携を図りながら，サービス内容の充実及び新たな民間事業者の参入を促進します。
- ◆ 高齢者にかかわるケアマネジャーなど，関係機関への情報提供や連携を図ります。また，介護保険の対象となる障害のある人に対しての情報提供，相談・指導を進め，障害特性や生活状況に即したサービスの提供に努めます。
- ◆ 障害のある人の地域における自立した在宅生活を支援するため，障害者自身や関係者と協議し，障害者自身の生活能力向上を目指した取組を行います。また，生活課題に対応したケアマネジメントを推進するために，生活環境に応じた相談支援の充実やすべてのサービス利用者に対してのサービス等利用計画の作成を実施します。

具体的取組	担当部署・機関
障害福祉サービス，日常生活用具等給付事業等の周知及び実施	福祉課
障害のある高齢者への生活支援	福祉課
生活能力向上を目指した取組及びサービス等利用計画の作成	福祉課

**② 地域生活への移行促進**

- ◆ 入所施設における地域移行支援事業を推進し，地域生活の維持と障害者自身の意思に基づいた地域生活への円滑な移行を促進します。
- ◆ 受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の退院と社会復帰を促進するため，医療機関を含めた関係機関の連携強化など，地域サービス基盤の充実を図ります。
- ◆ 地域移行支援及び地域定着支援により，退院後の住居の確保やその他の地域における生活に移行し，地域生活を継続していくために必要な支援を行います。

具体的取組	担当部署・機関
施設入所者に対する地域移行支援	福祉課
地域移行における医療機関等との連携	福祉課
地域移行支援，地域定着支援の実施【新規】	福祉課

### ③ 通所施設における生活訓練の充実

- ◆ 市内に設置されている就労継続支援B型事業所、生活介護等の通所施設について、引き続き関係機関との連携のもと充実に努め、障害のある人の社会生活能力の向上と自立に必要な作業、生活、健康づくりへの支援を実施します。
- ◆ 地域活動支援センターにおいて、多様なニーズに応じた創作活動の提供により、日中活動の充実に努めます。

具体的取組	担当部署・機関
日中活動系サービスの充実の実施	福祉課
地域活動支援センター事業の実施	福祉課

### ④ 経済的な支援

- ◆ 障害のある人やその保護者等を対象とした手当、年金、共済、貸付、税の減免、利用料金の割引等の各種制度について、広報紙、市ホームページ、障害者相談支援事業所・保健センターなど様々な媒体や機関を通じた情報提供に努め、その活用を促進します。また、新規で手帳を交付した人に対しては、積極的に制度についての情報提供を行います。
- ◆ 障害のある人の医療費の負担軽減に向けた医療費助成制度の実施について、今後も安定した運営に努めます。
- ◆ 身体の障害の軽減を図るための必要な医療に対し、医療費の自己負担額の軽減を図ります（更生医療、育成医療）。

具体的取組	担当部署・機関
各種制度の周知	福祉課
医療費助成制度の実施	福祉課
自立支援医療の実施	福祉課



**⑤ 相談体制の充実**

- ◆ 福祉サービスをはじめとする様々な手続きや生活課題、悩みごとに気軽に応じられるよう各種相談窓口の充実を図るとともに、障害者相談支援事業所、関係機関との連携・調整のもと、利用しやすい体制づくりに向けて検討します。
- ◆ 民生委員・児童委員、介護保険等の関連事業者と連携を図り、障害福祉サービスなど社会資源の情報共有を図るとともに、相談支援を充実します。
- ◆ 相談支援専門員が、障害のある人のニーズや特性に応じた適正なサービス等利用計画が作成できるよう資質向上を図ります。また、特定相談支援事業所において、サービス等利用計画の作成及び定期的なモニタリングを行うために必要な相談支援専門員及び特定相談支援事業所の確保に努めます。
- ◆ 保健センターが実施する健康相談や家庭訪問の充実を図り、精神保健に関する相談体制の強化を図ります。
- ◆ 心身に障害のある人やその家族からの相談、関係機関との連絡調整、その他社会生活に必要な援助を行うことを目的に、市が委嘱する身体障害者相談員及び知的障害者相談員について、広報紙等によりその周知に努め活用を図ります。
- ◆ 障害者相談支援機関における、成年後見制度の利用支援や社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の周知と利用を促進し、知的障害者や精神障害者における福祉サービスの利用などを援助します。
- ◆ 障害のある人の自立支援において、入所から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援といった様々な課題に対応したサービス体制を整える必要があることから、障害のある人の生活を地域全体で支えられるよう、地域生活支援の拠点づくりによる提供体制の整備を図ります。
- ◆ 保健・医療・福祉・教育分野にかかわる人で構成された障害者自立支援協議会を通じた、関係者間の連携構築は、一定の効果が表れています。今後も、課題の検討など課題別ワーキンググループの取組内容を充実し、相談支援事業をはじめとした障害のある人を支援する関係機関との連携強化を図ります。

具体的取組	担当部署・機関
障害者相談支援事業の充実	福祉課
地域における相談支援の充実	福祉課
相談支援専門員の資質向上及び確保	福祉課
精神保健に関する相談体制の強化	市民健康課
身体障害者相談員，知的障害者相談員の周知	福祉課
成年後見制度の利用支援	福祉課 社会福祉協議会
地域生活支援の拠点づくりによる提供体制の整備【新規】	福祉課
障害者自立支援協議会の機能強化【新規】	福祉課

**⑥ サービスの質の向上及び人材の確保**

- ◆ 障害福祉サービス事業所の情報等を適切かつ効果的に提供し、サービス利用者となる障害のある人が事業所を適切に選択することができるよう、わかりやすい情報提供や計画相談支援の充実に努めます。
- ◆ 事業者の参入促進によりサービスの量的確保を進めるとともに、事業者への実地指導、苦情解決制度などにより、サービスの質の向上に努めます。
- ◆ サービスを提供する民間事業所等に対して、ヘルパー養成講座の会場提供や広報紙を使った周知等、サービスの質の向上を目指した自主的な専門人材の養成・確保を支援します。
- ◆ 事業者に対して障害福祉サービスの第三者評価の実施を促進し、利用者本位のサービスが確保されるよう努めます。

具体的取組	担当部署・機関
計画相談支援の充実	福祉課
事業者への実地指導等によるサービスの質の向上	福祉課
民間事業所等に対する専門人材の養成・確保の支援	福祉課
第三者評価の実施の促進	福祉課

**2-3 生活環境**

**現状と課題**

現状

- 障害のある人の住みやすい住宅整備が不足しています。
- 東日本大震災をはじめとする、近年の大災害をきっかけに、避難行動要支援者への支援のあり方が見直されています。
- 地域で障害のある人を見守るためのネットワークが不足しています。

課題

- ▶ 市内に、障害のある人が住みやすいグループホーム等の確保が必要です。
- ▶ 災害時に支援を必要とする避難行動要支援者に対し、避難支援ができるマニュアルや環境整備が必要です。

**・ポイント**

障害のある人の住環境として、住宅改修費の助成制度などの支援やグループホーム整備など、今後も障害のある人が安心して暮らせる住まいの場の確保に取り組めます。

災害対策として、災害時の避難や避難所における生活などについて、不安を抱える人が多くなっています。避難行動要支援者の状況把握や平常時の防災訓練、避難訓練等の実施、また、地域の見守り体制の一層の充実に努めます。

**具体的施策**

**① 入所支援施設の充実**

- ◆ 障害者自身の意思を尊重しながら、地域で生活できる人の地域移行支援についての相談支援を充実します。また、施設入所が必要な場合には適切に入所できるよう支援します。さらに施設での日中活動の充実など、生活の場、日中の居場所としての施設生活の向上を促進します。
- ◆ 社会福祉施設が実施する地域との交流活動やイベント等への参加など、今後も地域に開かれた施設づくりに向けて協力します。

具体的取組	担当部署・機関
施設入所支援の充実	福祉課
地域交流やイベントへの参加	福祉課

**② 障害のある人が暮らしやすい住宅の確保**

- ◆ 障害のある人の地域での住まいの場として、グループホームの整備を促進するとともに、関係機関との連携のもと居住系サービスの充実に努めます。
- ◆ 市営住宅の建て替えに当たっては、障害の重度化や高齢化等を踏まえバリアフリーに配慮した住宅の整備に努めるとともに、障害者・難病患者の優先入居制度の適切な運営を図ります。
- ◆ 生活福祉資金貸付事業で行っている住宅資金貸付の活用を促進するとともに、身体障害者の居宅での自立生活を容易にするため、住宅改修助成制度の活用を促進します。
- ◆ 民間住宅のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの普及・促進を図るとともに、民間住宅入居における入居保証人制度や住み替えのための支援策など、障害のある人における住宅の確保を支援します。

具体的取組	担当部署・機関
グループホームの整備促進	福祉課
市営住宅の優先入居制度の実施	都市整備課
住宅資金貸付や住宅改修助成の活用促進	都市整備課 福祉課 社会福祉協議会
障害のある人の住宅確保支援	都市整備課 福祉課

**③ 防災対策の推進**

- ◆ 障害のある人の個々の条件に応じた防災教育を推進します。また、防災訓練に、障害のある人の参加を促進するとともに、ボランティア団体との連携により総合防災訓練等を実施します。
- ◆ 聴覚障害者をはじめ、情報入手が困難な避難行動要支援者に対しては、広報紙、市ホームページ、電子メール、ファクシミリ等、多様な方法による災害情報を提供するとともに、ボランティア等と連携した情報連絡体制の整備に努めます。また、防災メールについての情報提供や導入支援等も積極的に推進します。
- ◆ 災害時の避難行動において、支援が必要な人の把握に努め、避難行動要支援者名簿を整備し、適切な利用により、災害時の避難支援を実施します。
- ◆ 風水害、震災等、災害種別ごとに適切な避難行動ができるよう、障害のある人やその家族、避難行動支援者等に対して、予め避難路や避難場所についての周知徹底を図ります。
- ◆ 個人情報の保護に配慮しながら災害時に自力で避難できない避難行動要支援者の把握を行い、災害時における救急搬送及び医療体制の確保が円滑に実施できるよう平常時から社会福祉施設との連携に努めます。
- ◆ 「災害時要援護者避難支援プラン」に基づく避難支援制度について周知を図り、市内全域における災害時要援護者の避難支援体制の構築に取り組みます。
- ◆ 避難所において、福祉的・医療的なサービスの必要な障害のある人に対し、関係機関と連携しながら支援に努めます。

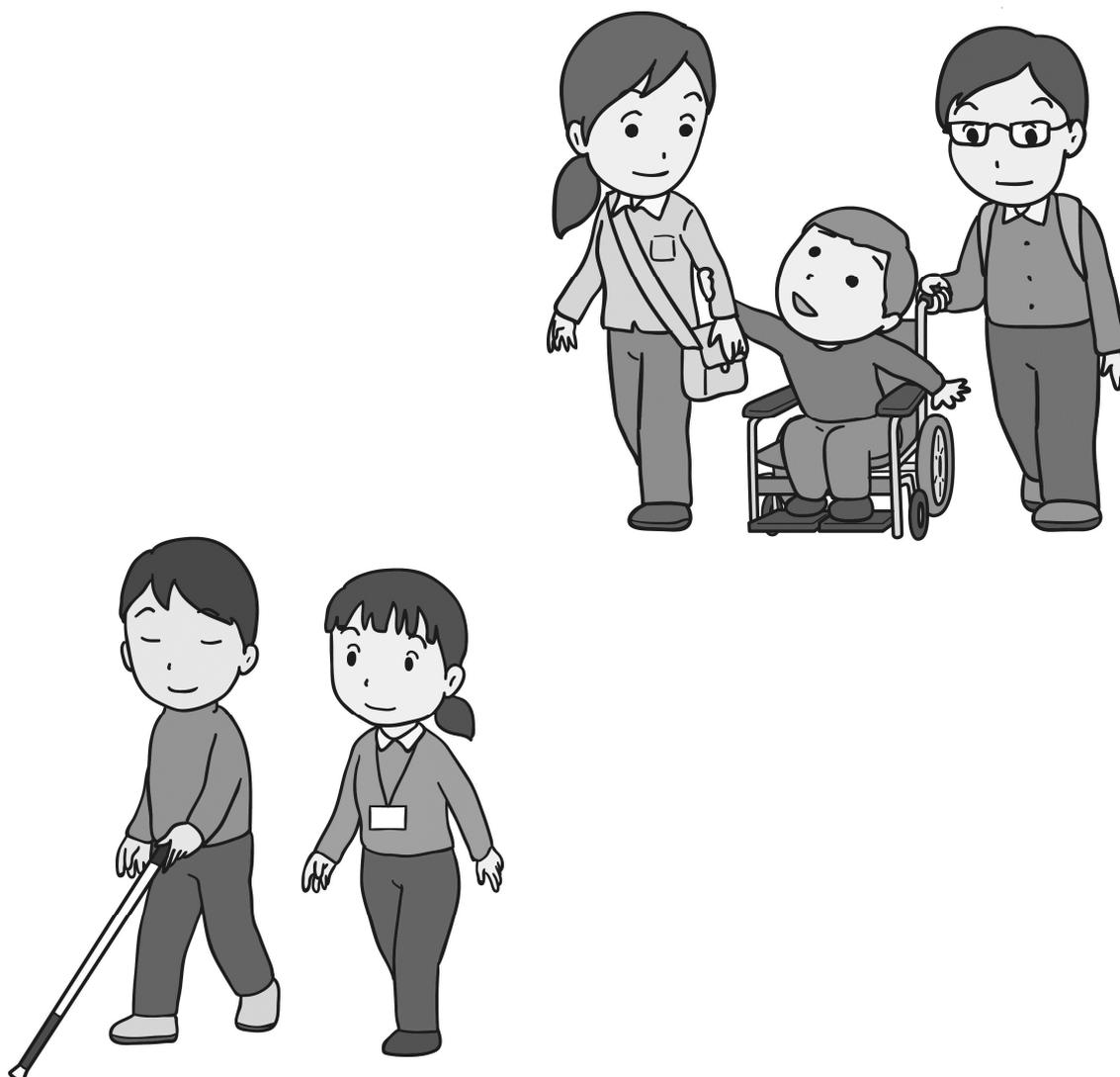
具体的取組	担当部署・機関
防災教育や訓練の実施	総務課
障害のある人に対する災害時連絡体制の整備	総務課 福祉課
避難行動要支援者名簿の整備【新規】	福祉課
災害特性に応じた避難路・避難場所の周知	総務課 福祉課
福祉避難所との連携	福祉課
災害時要援護者避難支援に係る制度の啓発及び支援体制の整備【新規】	福祉課
避難先での支援	総務課 福祉課



**④ 防犯・交通安全対策の推進**

- ◆ 「竹原市安全なまちづくり推進条例」に基づき、安全に関する啓発、安全活動を目的とする団体の育成及び援助、生活環境の整備等について、市民・事業者・学校・警察・行政が一体となった安全なまちづくりを進めます。
- ◆ 「竹原市交通安全計画」に基づく道路や鉄道等における交通安全施策を推進するとともに、「竹原市交通安全対策会議」を中心とした国及び県の交通安全運動の実施や交通安全施設の計画的な整備を行い、障害のある人を含めた市民の交通安全の確保に努めます。

具体的取組	担当部署・機関
安全なまちづくりの推進	まちづくり推進課
交通安全施策の推進	まちづくり推進課 都市整備課 建設課 学校教育課



## 目標3 ともに支えあう地域社会の構築のために

### 3-1 権利擁護の推進及び差別の解消

#### 現状と課題

#### 現状

- アンケートによると、障害のある人に対し、障害を理由とする差別や偏見が「ある」と考える人が約半数となっています。
- 障害のある人やその家族が高齢化しており、金銭管理等、相談できる人が必要とされています。
- 平成24年10月に「障害者虐待防止法」が施行されました。また、平成28年4月には、「障害者差別解消法」が施行されます。

#### 課題

- 障害のある人の家族や親族に負担がかかりすぎないように、サポートできる体制やサービスの充実が必要です。
- 成年後見制度や社会福祉協議会の「かけはし」等の権利擁護事業の活用促進が必要です。
- 虐待や差別を未然に防止するために、それぞれの制度について、広く啓発が必要です。

#### ・ポイント

障害のある人が適切にサービスを選択・契約することができるよう、権利擁護に関する相談窓口の明確化や、制度内容の情報提供・利用促進を図ります。

差別や虐待を未然に防止するため、障害や障害のある人への正しい理解や差別の解消及び虐待防止に対する社会全体の認識を深めていくとともに、関係機関との連携のもと、虐待に至るストレスや悩み等の課題の早期発見、早期防止に取り組みます。

#### 具体的施策

##### ① 権利擁護の推進

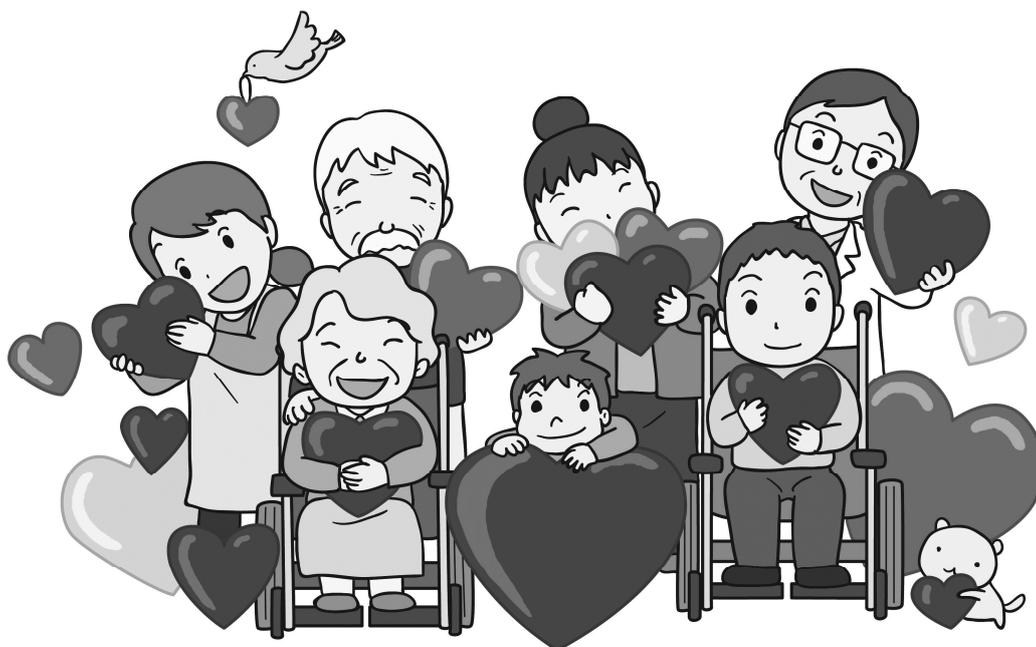
- ◆ 施設入所や在宅サービスの利用などにおける契約締結など、法律行為が困難な場合に成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見等開始の審判請求及び後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を啓発及び推進します。
- ◆ 障害により自己決定能力の低下した人の権利を守り、適切なサービスが利用できるよう、社会福祉協議会における日常生活自立支援事業を推進します。
- ◆ 消費者被害の未然防止と早期発見に向け、地域社会全体で見守り、支援するとともに、消費者トラブルの解決力向上を図るための消費者啓発の実施に努めます。

具体的取組	担当部署・機関
成年後見制度利用支援事業の啓発及び推進	福祉課
日常生活自立支援事業の推進	社会福祉協議会
消費者啓発の実施	産業振興課

**② 障害者差別の解消及び虐待防止対策**

- ◆ 障害者虐待防止センターにおいて、「障害者虐待防止法」に基づき、虐待の相談、通報、届出に対応していくとともに、障害者虐待について、広く啓発を行い、虐待防止の意識の向上を図ります。
- ◆ 関係機関や地域とネットワークを構築しながら、虐待の早期発見、早期防止に取り組みます。
- ◆ 障害のある人、高齢者及び児童の虐待防止、配偶者からの暴力等の防止、権利擁護について、一体的に取り組んでいくために、関係機関等と連携を強化します。また、学校や保育所、医療機関等においても虐待防止の措置を講じます。
- ◆ 平成 28 年に施行される「障害者差別解消法」に基づき、国や県と連携を図りながら法制度に基づく取組を啓発や広報を通じて推進します。

具体的取組	担当部署・機関
障害者虐待防止センターにおける取組【新規】	福祉課 社会福祉協議会
障害者虐待防止ネットワーク会議の開催【新規】	福祉課
虐待防止に向けた一体的な取組【新規】	人権推進室 福祉課 子ども福祉室 学校教育課
「障害者差別解消法」に関する啓発及び広報【新規】	福祉課



## 3-2 啓発・広報

## 現状と課題

## 現状

- アンケートによると、身体障害者手帳所持者は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、療育手帳所持者は「サービス事業所の人や施設の職員」、精神障害者保健福祉手帳所持者はそれ以外に「かかりつけの医師や看護師」から障害や福祉サービスなどに関する情報を知ることが多くなっています。
- 広報紙やホームページ、フェイスブックにより、制度、行事及び施設情報などの提供を行っています。
- アンケートによると、障害のある人への市民の理解を深めるためには、「学校における福祉教育の充実」、「障害に関する啓発の充実」、「市民交流を通じての理解と参加の促進」が必要だと考えられています。
- 地域と障害のある人との接点が少なく、地域においても障害に関する理解が不足しています。

## 課題

- 法律の改正や新規事業の立ち上げなどが多く、情報提供や周知の方法に工夫が必要です。
- 事業所間の交流や障害者同士、またその家族同士の交流による、情報交換の場が必要です。
- 市内の小・中学校、高校で福祉体験や福祉学習を実施しているものの、小さいころから障害に関する正しい知識を得るための、より充実した教育環境が必要です。
- 障害や障害のある人に対する市民の理解を推進していくことが必要です。

## ・ポイント

「お互いに人格と個性を尊重し、支えあえる共生社会」の実現のため、障害や障害のある人に対する市民の理解を促進するとともに、障害のある人への配慮等について、啓発・広報をさらに推進します。



**具体的施策**

**① 啓発・広報活動の充実**

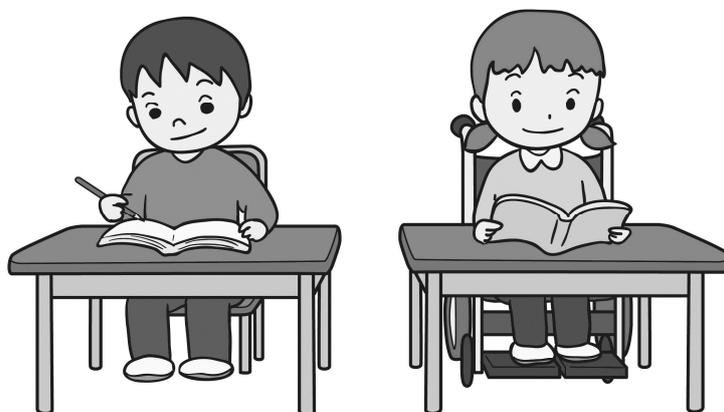
- ◆ 障害のあるなしにかかわらず「お互いに人格と個性を尊重し、支えあえる共生社会」の実現を目指し、人権尊重の理念を普及するため、啓発や広報事業を充実し、人権教育・啓発基本計画を推進します。
- ◆ 国際障害者デー（12月3日）、障害者の日（12月9日）、障害者週間（12月3日から12月9日まで）に合わせ障害者作品展等を行うなど、啓発・広報活動を推進します。
- ◆ 本計画の概要版の全戸配布や市ホームページへの掲載、県の実施する「あいサポート運動」の推進、出前講座などを通じた障害者施策の周知など、障害や障害のある人に対する理解と協力などの啓発に努めます。
- ◆ 市民における障害への理解が深まるよう社会福祉協議会等と連携し、各種ボランティア講座、出前講座等の実施に合わせて、障害疑似体験（ハンディキャップシミュレーション）により、障害への理解を促進します。
- ◆ 精神障害への正しい理解を促すため、保健・福祉・医療関係者による連携・協働体制のもと、「こころの健康」福祉ボランティア講座の開催をはじめとする、各種行事を通じた精神保健福祉に関する啓発・広報活動を実施します。また、障害当事者との交流を取り入れ、講座参加者のその後のボランティア活動への参加を促進します。
- ◆ 市職員における障害と障害のある人への理解と認識をより一層高めるため、研修等に取り組みます。
- ◆ 発達障害に関する理解を深めるため、世界自閉症啓発デー（4月2日）など啓発活動に取り組むとともに、パンフレットの作成や講演会などの実施により周知を図ります。

具体的取組	担当部署・機関
人権教育及び啓発基本計画の推進	人権推進室
障害者週間の啓発・広報	福祉課
「あいサポート運動」の推進、出前講座の開催による障害者施策の周知	企画政策課 福祉課
障害疑似体験による理解の促進	社会福祉協議会
「こころの健康」福祉ボランティア講座によるボランティア活動参加の啓発	福祉課
研修による市職員の障害への理解の促進	総務課 福祉課
発達障害に関する啓発【新規】	福祉課

**② 福祉教育等の推進**

- ◆ 公共施設などで障害をはじめとする福祉に関する各種講座を開催するとともに、出前講座や各種講演会の開催による情報提供を進め、障害のある人への理解と福祉意識の醸成に努めます。
- ◆ 総合的な学習の時間の積極的な活用と社会科、道徳及び特別活動などの学習機会を通じて、障害のある子どもに対する正しい理解と認識を深めるとともに、思いやりの心や助けあいに関する指導を発達段階に依拠して行います。また、人権を認めあう人間性豊かな人権尊重教育やボランティア教育も推進します。
- ◆ 学校ぐるみで様々な福祉活動を行う福祉協力校の活動に、障害者福祉にかかわる体験や実践を取り入れるなど、福祉教育の充実を図ります。
- ◆ 特別支援学級に在籍する児童が明確な目的を持ち、通常学級との交流学习を実施する中で、相互理解を図る取組を進めます。また、交流学习の有効性を検証し、インクルーシブの精神に則り、さらなる充実を図ります。
- ◆ 夏休みを利用してボランティア活動を体験し、障害福祉施設を利用する障害のある人との交流を深めることを目的とした、サマーボランティアスクールを実施します。
- ◆ 小中学校教職員が障害のある人や子どもに関する校内研修や市主催の研修を通して、人権教育、道徳教育、環境教育、消費者教育等の視点で広義の福祉学習の充実に努め、小中学校における福祉教育の向上を図ります。
- ◆ 障害者施策や事業を担当する市職員及び教育を担当する教職員は、障害や障害のある人への理解を最も求められる立場にあることから、人権尊重を基本とした研修を計画的かつ継続的に実施します。

具体的取組	担当部署・機関
福祉講座による障害への理解の促進	文化生涯学習室 福祉課
学校における福祉教育の推進及び人権教育等の推進	学校教育課
小中学校における交流学习	学校教育課
サマーボランティアスクールの実施	社会福祉協議会
小中学校教職員への障害のある人や子どもに関する研修の充実	学校教育課
市職員等への計画的な人権研修の実施	総務課 学校教育課



### 3-3 地域福祉活動

#### 現状と課題

##### 現状

- 障害者団体や家族の会などへの加入が減少しています。
- 夜間・休日の障害のある人への見守りが困難です。
- 障害のある人の地域行事等への参加や誘い出しが困難です。
- ボランティアや地域団体が、地域の障害のある人を把握しにくい状況です。
- ボランティアスタッフの人材や地域の人々の支援が不足しています。

##### 課題

- 障害者自身の地域行事やイベントへの参加が消極的であり、普段からの交流促進が必要です。
- ボランティアと地域住民等の交流の場を増やしていく必要があります。
- 地域にかかわるすべての住民が、地域の障害のある人や高齢者等の見守りをできるよう、相互に支えあう地域づくりが必要です。

#### ・ポイント

障害や障害のある人への理解や支援を促進するためには、地域の協力や連携体制が欠かせません。相互に支えあう地域づくりを促進するため、社会福祉協議会や障害者団体、障害者支援グループなど、地域団体における地域福祉活動の推進を図ります。

#### 具体的施策

##### ① 地域福祉活動の推進

- ◆ 「地域福祉活動計画」を策定し、地区社会福祉協議会の活動の活性化を促すとともに、障害のある人の参加・参画やボランティア、NPO法人、自治会、民生委員・児童委員などとの協働と連携により、地域における福祉活動の推進を図ります。
- ◆ 障害のある人の自立と社会参加を目指し、障害者団体、障害者支援グループ等の活動の周知・啓発や活動費の補助などの活動支援に努めます。
- ◆ 障害のある人やその家族が互いの悩みを共有することや情報交換のできる交流活動に対し、地域生活支援事業に基づく支援を検討します。
- ◆ 社会福祉協議会と連携し、点訳、音訳（朗読）、手話、要約筆記などの各種ボランティア養成講座の開催によりボランティアの育成を図るとともに、広報紙などを通じ、ボランティア活動への参加を促します。
- ◆ 福祉のボランティア活動全般に関する情報、交流、活動の中心的役割を担う社会福祉協議会が設置運営するボランティアセンターの機能充実に努め、ボランティアグループ連絡協議会と連携を取りながら、センターを窓口としたボランティア活動を推進します。
- ◆ 社会福祉協議会における「地域福祉活動計画」を充実し、住民主体による地域福祉活動を推進します。

具体的取組	担当部署・機関
地区における福祉活動の推進	社会福祉協議会
障害者団体等への活動支援	福祉課
自発的活動支援事業の推進	福祉課
ボランティアの育成とボランティア活動への参加促進	福祉課
ボランティアセンターの機能充実	社会福祉協議会
地域福祉活動計画の推進	社会福祉協議会

## ② 地域における交流機会の充実

- ◆ 「地域福祉活動計画」を推進する中で、地域行事や地域のボランティア活動に障害のある人の積極的な参加を促進し、地域における交流機会の充実を図ります。
- ◆ 青少年育成竹原市民会議各地区の活動等への障害のある人の参加促進に努めます。
- ◆ 地区社会福祉協議会における、地域福祉活動の実践者としての障害のある人の参加や、幅広い分野において、保健福祉活動における障害のある人の参画を求め、交流機会の充実に努めます。

具体的取組	担当部署・機関
地域における交流機会の充実	社会福祉協議会
青少年育成竹原市民会議各地区の活動等への参加促進	子ども福祉室
福祉活動への障害者自身の参画による交流機会の充実	社会福祉協議会

## ③ ボランティア等の養成・確保

- ◆ 社会福祉協議会が設置運営するボランティアセンターでのボランティア養成講座の充実や、ボランティア団体等の活動促進を図るとともに、NPO 法人への支援に関する施策について、関係機関における検討を実施します。
- ◆ 学校教育でのボランティア体験学習の推進、障害福祉施設等におけるボランティア研修の実施を促進します。また、市内全小中学校、高校を福祉協力校に指定し、福祉学習を中心とした企画協力を行います。

具体的取組	担当部署・機関
ボランティア養成講座や活動促進	社会福祉協議会
学校教育における福祉学習の促進	学校教育課 社会福祉協議会

### 3-4 ライフステージに応じた支援

#### 現状と課題

現状

- アンケートによると、サポートファイルについて、「名前も内容も知らない」人が「利用している」人を上回っています。
- 各関係機関で支援は実施されつつありますが、関係機関間の情報共有、引き継ぎについては、依然として課題があり、一貫した支援となっていない状況です。

課題

- 福祉・保健・教育の各分野における障害のある子どもを支援する関係機関の連携体制の充実及びその支援のための人材育成が必要です。
- 本人やその家族が障害を受容できるようにサポートするとともに、家族や地域の障害特性に対する理解を促進することが必要です。

#### ・ポイント

ライフステージが移っても切れ目のない支援を引き継げるような体制の構築が必要です。ライフステージ移行支援ワーキンググループを中心に、保健・医療・福祉、教育等の関係機関と連携を図りながら、「サポートファイル」の普及啓発を含め、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を進めます。

#### 具体的施策

##### ① ライフステージ移行支援体制の構築

- ◆ サポートファイルについて、広報紙、ホームページ、フェイスブックなどへ掲載し、周知を図ります。また、サポートファイル勉強会等を開催します。
- ◆ 平成 25 年度から広島県発達障害者支援センターの事業を活用し、事例検討を通じて、関係機関との連携を深めるとともに、支援者のスキルアップを図り、発達障害児（者）に対する一貫した支援体制に努めています。今後もそれぞれの支援者に沿った事例検討を実施し、スキルアップにつなげます。
- ◆ 特別支援学校卒業生について、円滑に移行できるよう個別支援会議を開催しています。今後は特別支援学校卒業生だけでなく、対象者を広げて、ライフステージ移行に係る会議を開催し、円滑な移行を目指します。

具体的取組	担当部署・機関
サポートファイル啓発活動	福祉課
発達障害児（者）に対する支援体制の整備【新規】	福祉課
ライフステージ移行個別支援会議の開催	福祉課

## 第5章 障害福祉計画の推進

### 第1節 計画の前提

#### (1) 障害福祉計画策定に当たって

「第4期障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業に関する利用見込みを推計し、その提供体制の確保のため、地域基盤の整備についての方策を示したものです。

「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への改正に伴い、同法やこれを踏まえた基本指針に定められた次のような事項を反映させる計画です。

#### ■障害者の範囲の見直し

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

#### ■障害者に対する支援

- ①重度訪問介護の対象拡大
- ②共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ③地域移行支援の対象拡大
- ④地域生活支援事業の追加  
（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等の必須化）

#### ■サービス基盤の計画的整備

- ①障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ②地域生活支援事業の実施に関する事項

#### ■PDCAサイクルの導入

年1回以上、成果目標等の実績を把握・分析・評価、必要に応じ計画変更等の措置。

#### (2) 障害者総合支援法のポイント

##### ① 障害福祉サービスの一元化と難病の追加

#### ・3障害(身体障害・知的障害・精神障害)の一元化と発達障害、難病患者等の追加

障害の種類にかかわらず、障害のある人の自立支援を目的とした共通の障害福祉サービスを提供します。また、発達障害や難病等についても法改正により一体的に取り組むこととなりました。

#### ・実施主体の市町村への一元化

市町村が、障害福祉サービスの提供に関する事務を一元的に行えるようにするとともに、国と都道府県はそれをサポートする仕組みとなっています。

### ② 利用者本位のサービス体系に再編

#### **・介護給付, 訓練等給付, 地域生活支援事業の充実**

障害のある人の自立を一層支援するため、従来の「施設」単位でのサービス提供から機能に応じた「事業」の単位に再編されました。新体系は、介護給付, 訓練等給付, 地域生活支援事業の3つに再編されました。また、平成 25 年度には地域生活支援事業の必須事業が追加されました。

#### **・「日中活動の場」と「住まいの場」の分離**

入所施設のサービスを日中の活動にかかわる日中活動系サービスと基本的な生活にかかわる居住系サービスに分け、施設にいてもほかの日中活動系サービスを選べるなど、住まいを含め障害のある人が自分にあったサービスの選択が可能となりました。

#### **・地域の限られた社会資源の活用**

通所施設などを運営する主体が限られていましたが、NPO 法人、医療法人などでも運営できるよう規制が緩和されました。

### ③ 就労支援の抜本的強化

障害のある人が、地域で自立して生活していく上で、就労できる環境を整備することが重要であることから、障害のある人の就労支援を強化するため、就労移行支援事業等の事業が新たに創設されました。

### ④ 支給決定の透明化・明確化

#### **・障害支援区分への見直し**

支援の必要度に関する客観的な尺度として、従来は障害程度区分により区分けされていましたが、平成 26 年度から障害支援区分として見直されました。障害支援区分は、サービスの必要性を明らかにするために、障害のある人の心身等の状態を総合的に示す区分です。

#### **・支給決定のプロセスを透明に**

支援の必要度合いに応じて、サービスが公平に利用できるよう利用に関する手続きや基準を明確にし、支給決定のプロセスの透明化を図りました。また、法改正により、サービス利用計画の作成を行った上で、給付するという手順に変わりました。

### ⑤ 国の負担義務の明確化

障害福祉サービス等の費用について、市町村に対して国が財政補助する仕組みであった居宅サービスを含め、国が義務的に負担する仕組みに改正されました。

## 第2節 平成29年度に向けた成果目標

障害福祉サービス等の提供体制の確保により、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応する必要があります。

これを確実なものとするため、国の基本指針に則り、平成29年度に向けた3つの成果目標を定めます。

### 成果目標1 施設入所者の地域生活への移行

平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成29年度末時点における福祉施設入所者を、平成25年度末時点から4%以上削減することとします。

項目	値	備考
平成25年度末時点の施設入所者数（A）	59人	
目標年度入所者数（B）	56人	
【目標値】削減見込（A－B）	3人 (5.1%)	平成29年度末時点の入所者数を、平成25年度末時点から4%以上削減する
【目標値】地域生活移行者数	8人 (13.6%)	平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行することを目指す

### 成果目標2 障害者の地域生活の支援

「地域生活支援拠点」とは、地域での暮らしの安心感を担保し、地域生活への移行、親元からの自立に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点のことをいいます。また、拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（「面的な体制」）の整備を行うことも考えられるため、「地域生活支援拠点等」とされています。

項目	値	備考
【目標値】地域生活支援拠点等の整備	1か所	平成29年度末までに

### 成果目標3 福祉施設から一般就労への移行

平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の2倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数を 60%以上の増加、全体の 50%以上の事業所が就労移行率 30%以上を達成することと設定されています。

項目	値	備考
平成 24 年度中の年間一般就労移行者数	2 人	
【目標値】福祉施設利用者からの一般就労への移行者の増加	4 人 (2 倍)	平成 29 年度末において福祉施設から一般就労へ移行した人の数
平成 25 年度末時点の就労移行支援事業利用者数	14 人	
【目標値】就労移行支援事業の利用者の増加	23 人 (64.3%)	平成 29 年度末において就労移行支援事業を利用する人の数
平成 25 年度末時点の就労移行支援事業所数	2 か所	
【目標値】就労移行率 30%以上を達成した就労移行支援事業所数	1 か所 (50%)	平成 29 年度末において就労移行率 30%以上を達成した就労移行支援事業所の数

## 第3節 障害福祉サービス等

### (1) サービス提供に当たっての考え方

障害のある人が、いつまでも地域で安心して生活できるようにするため、引き続き障害福祉サービス等の確保を図ります。また、アンケートなどでサービスの利用希望が多い事項については、需要の伸びを予測しながら必要な量を見込んでいきます。

#### ① 地域における自立支援のための仕組みづくり

すべての障害のある人が、地域でその人らしく自立した生活を送ることができるよう、地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりに努めていきます。

また、自立支援に当たっては、乳幼児期から成人期に至る様々なライフステージに応じて、障害のある人個々の状態やニーズ等に対応するとともに、その自己選択・自己決定の尊重に努めます。



施策名	施策の概要
障害福祉サービスの円滑な提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害福祉に関する情報提供の充実</li> <li>◆ サービス提供体制の確保・充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内サービス事業所への指導・助言</li> <li>・障害のある子どもや保護者に対する支援制度・サービス提供の充実、保健・医療、福祉、教育分野における関係事業との連携・調整</li> </ul> </li> <li>◆ 的確な支給決定と支援プログラムの作成</li> </ul>
在宅生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 在宅生活や社会参加に対する支援の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービスの訪問系サービス（居宅介護など）、短期入所等</li> <li>・地域生活支援事業の移動支援、意思疎通支援、日中一時支援事業等</li> </ul> </li> <li>◆ 地域における医療・リハビリテーション体制の充実</li> </ul>
生活の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ グループホーム等の整備促進</li> <li>◆ 障害のある人に配慮した住まいの拡充と居住支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅の改修、建て替え時におけるバリアフリー化、優先入居の実施</li> <li>・住宅改修費の給付</li> </ul> </li> </ul>
日中活動の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 通所サービスの提供促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービスの生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等</li> <li>・地域生活支援事業の地域活動支援センター、生活支援事業等</li> <li>・障害児通所支援</li> </ul> </li> </ul>

## ② 身近で利用しやすい相談支援体制の充実

障害のある人が地域で暮らす上で、年齢や障害種別等にかかわらず、身近に相談でき、適切な支援につながる体制づくりが求められます。

本市がこれまで培ってきた相談支援体制、地域におけるネットワークを最大限に活かし、障害のある人やその家族、支援者などが抱える様々な相談ニーズに応じて、迅速かつ的確な相談支援が行えるよう、障害者自立支援協議会を中心に相談支援体制の充実に引き続き努めます。

施策名	施策の概要
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 相談支援体制の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待防止センター業務、ネットワークの構築</li> <li>・障害福祉サービスの計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の提供体制の確保、円滑なサービス提供（サービス等利用計画の作成等）</li> </ul> </li> <li>◆ 各種相談支援事業の円滑な実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援事業の障害者相談支援事業</li> <li>・身体・知的・精神3障害に対応した相談窓口の設置</li> </ul> </li> <li>◆ 相談支援機関のネットワークの強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援協議会の機能強化</li> </ul> </li> <li>◆ 障害者ケアマネジメントの推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者意向の確認、自立・就労に向けた能力・適性の把握</li> <li>・支援プログラムの作成と関係機関との調整</li> </ul> </li> <li>◆ 権利擁護体制の整備、成年後見制度の普及・利用支援地域における受け入れ体制づくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民理解の促進、地域福祉活動の推進等</li> </ul> </li> </ul>

## 第5章 障害福祉計画の推進

### ③ 地域で自立するための活動の場・働く場の確保

障害のある人が地域で生活を続けていくためには、障害特性や一人ひとりの意欲などに応じた活動の場、働く場が身近なところにあることが条件となります。

このため、一般企業などへの就職が困難な障害のある人を対象とする就労の場の確保や、サービス事業所等の安定運営を支援するとともに、特別支援学校等から地域の企業・事業所への一般雇用のより一層の促進、雇用後の安定就労を図るため、市内における就労支援体制の充実に努めます。

施策名	施策の概要
就労支援のための体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害者雇用・就労支援ネットワークの強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者自立支援協議会の開催</li> <li>・ 福祉施設や関係機関との連携強化</li> </ul> </li> <li>◆ 障害者就労支援事業の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者就業・生活支援センター事業との連携</li> <li>・ 雇用・就労に関する相談支援、情報提供体制の充実</li> </ul> </li> </ul>
一般雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 民間企業・事業者等に対する啓発の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある人の雇用と働きやすい職場づくりへの理解促進</li> </ul> </li> <li>◆ 職業能力向上、一般就労に向けた支援事業の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の拡大</li> <li>・ 障害者トライアル雇用制度の周知・活用</li> </ul> </li> </ul>
工賃向上に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 就労関係施設の受注機会の確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者優先調達推進法に基づく市における発注機会の拡大</li> <li>・ 民間企業・事業所等への業務委託・発注への協力要請</li> </ul> </li> </ul>

## （２） サービス量の見込み

### ① 訪問系サービス

種類	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問系サービス合計	時間/月	1,565	1,619	1,619
	人/月	50	52	52
居宅介護	時間/月	645	688	688
	人/月	43	43	43
重度訪問介護	時間/月	890	890	890
	人/月	2	2	2
同行援護	時間/月	6	9	9
	人/月	2	3	3
行動援護	時間/月	24	32	32
	人/月	3	4	4
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

② 日中活動系サービス

種類	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人日/月	1,580	1,600	1,600
	人/月	79	80	80
自立訓練（機能訓練）	人日/月	48	48	48
	人/月	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日/月	40	40	30
	人/月	4	4	3
就労移行支援	人日/月	285	285	304
	人/月	15	15	16
就労継続支援（A型）	人日/月	300	320	340
	人/月	15	16	17
就労継続支援（B型）	人日/月	1,900	1,920	1,920
	人/月	95	96	96
療養介護	人日/月	372	372	372
	人/月	12	12	12
短期入所	人日/月	168	176	184
	人/月	21	22	23

③ 居住系サービス

種類	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	人/月	33	35	38
施設入所支援	人/月	58	57	56

④ 相談支援

種類	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人/月	38	42	45
地域移行支援	人/月	4	3	2
地域定着支援	人/月	2	2	2

## 第5章 障害福祉計画の推進

### ⑤ 障害児通所に係るサービス

種類	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人日/月	56	56	56
	人/月	14	14	14
放課後等デイサービス	人日/月	180	190	200
	人/月	36	38	40
保育所等訪問支援	人日/月	2	2	2
	人/月	2	2	2
医療型児童発達支援	人日/月	32	54	57
	人/月	2	3	3
障害児相談支援	人/月	8	9	9

## 第4節 地域生活支援事業

### (1) サービス提供に当たっての考え方

地域生活支援事業は、各種の障害福祉サービスや支援事業とともに、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的な自立支援システムの一翼を担う重要な事業です。

また、地域生活支援事業は市町村・都道府県が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況等に  
応じて、市町村等が必要と思われる事業を選び、実施することができますが、障害者総合支援法で  
は、以下のとおり必須事業を定めています。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ①理解促進研修・啓発事業  | ⑥日常生活用具給付等事業  |
| ②自発的活動支援事業    | ⑦手話奉仕員養成研修事業  |
| ③相談支援事業       | ⑧移動支援事業       |
| ④成年後見制度利用支援事業 | ⑨地域活動支援センター事業 |
| ⑤意思疎通支援事業     |               |

平成 26 年 4 月 1 日現在

地域生活支援事業は、上記の必須事業のほかにも、市町村の判断により障害のある人の地域にお  
ける自立した生活や社会参加の支援に向けた事業の実施が認められています。

本市においては、市内におけるサービス提供体制の確保、利用者の経済的負担への配慮等を図り  
つつ、地域生活支援事業の計画的・効果的な実施に努めていきます。

## (2) サービス量の見込み

### ① 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、市が実施する地域社会の住民に対して障害のある人や障害のある子ども（以下「障害のある人等」という。）に対する理解を深めるための研修・啓発事業です。

障害のある人等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

種類	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有

### ② 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

障害のある人が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

種類	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	有

### ③ 相談支援事業

相談支援事業は、障害のある人等に対応した一般的な相談支援を行うものです。

地域の社会資源などの情報提供、住宅への入居の支援、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせて利用を促すコーディネート機能が重要となります。

種類	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有

## 第5章 障害福祉計画の推進

### ④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用に際して申し立てに要する費用や後見人等の報酬を助成する事業です。

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

また、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

種類	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	有無	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無

### ⑤ 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害のある人等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

種類	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/月	2	2	2

### ⑥ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業とは、重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等によって日常生活の便宜を図るものです。

種類	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	件/年	3	3	3
自立生活支援用具	件/年	2	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	9	9	9
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	5	5
排泄管理支援用具	件/年	750	775	800
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件/年	3	3	3

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

種類	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	3	1	3

⑧ 移動支援事業

移動支援事業とは、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を行うものです。一人で外出するのが困難な障害のある人等の余暇活動等、社会参加のための移動支援を行います。

種類	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
移動支援事業	実利用者数	人/月	12	12	12
	延利用時間数	時間/月	150	150	150

⑨ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、障害のある人の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会の提供などを行います。

種類	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
地域活動支援センター	市内利用	人/月	74	74	74
		か所	2	2	2
	市外利用	人/月	1	1	1
		か所	1	1	1

⑩ その他の任意事業

福祉ホーム事業では、住居を求めている障害のある人に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することで、障害のある人の地域生活を支援します。

日中一時支援事業では、障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

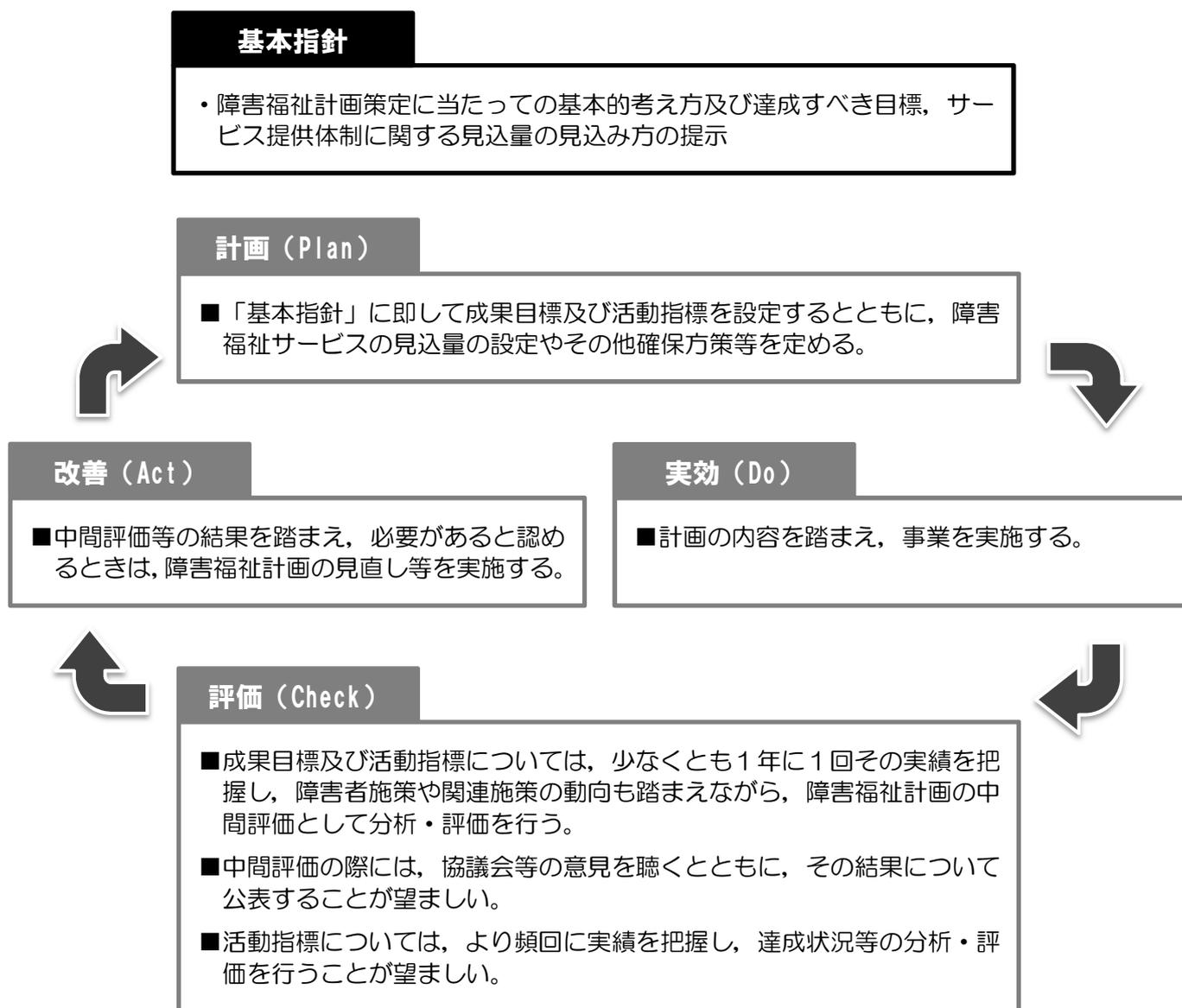
種類	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
福祉ホーム事業	人/月	1	1	1	
日中一時支援事業	実利用者数	人/月	33	39	45
	延利用日数	日/月	198	234	270

## 第6章 計画の推進体制

### 第1節 PDCAサイクルの推進

成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

#### ■PDCAサイクルのプロセスのイメージ



## 第2節 当事者参画の推進

障害者施策をはじめ、各分野の政策・方針を検討する際には、障害のある人の視点からより暮らしやすいまちづくりを進めていくため、各種審議会や委員会などへの障害のある人の積極的な参画を図り、障害のある人やその家族の意見が反映できるような体制づくりを進めます。

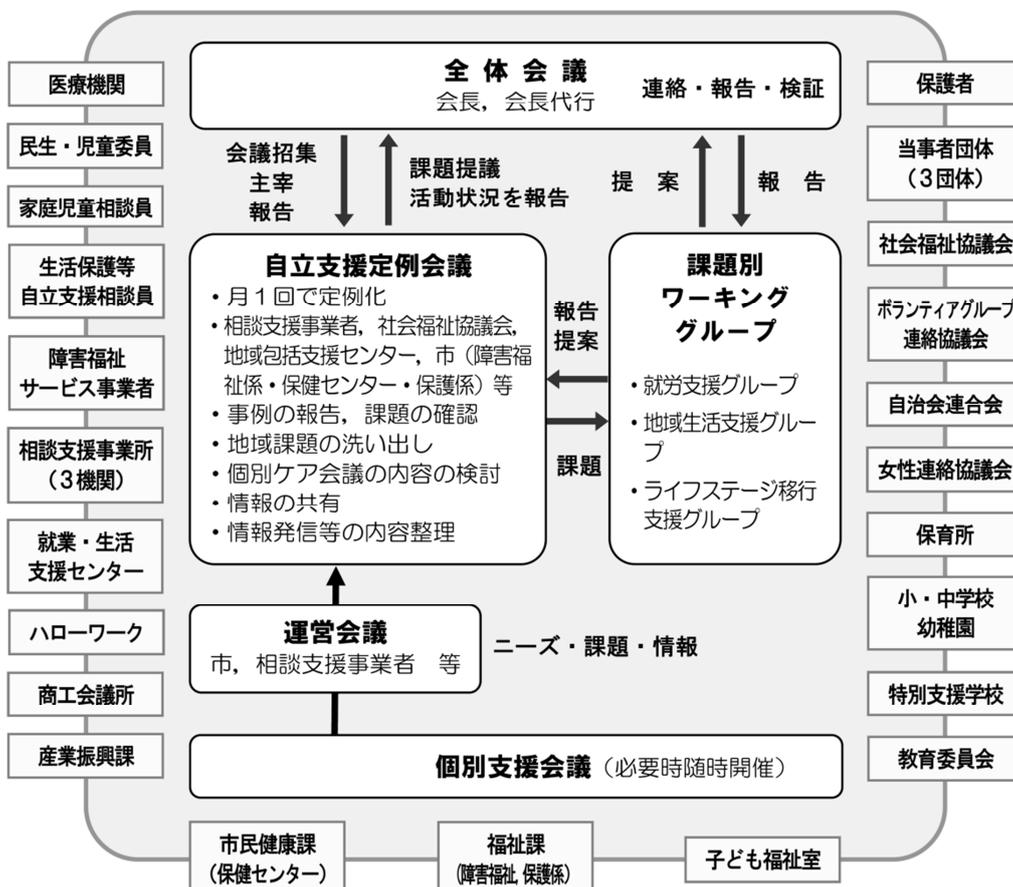
## 第3節 計画の普及・啓発

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

## 第4節 計画の進行管理と評価

年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行うとともに、計画の進捗状況について、障害者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される「竹原市障害者自立支援協議会」に報告を行い、意見等を求め、必要な対策を講じることで、計画を着実に推進します。また、計画の効果的な評価方法についても検討を進めていきます。

### ■竹原市障害者自立支援協議会の構成



## 資料編

## 策定の経過

日 時	内 容
平成26年 5月	アンケート調査の実施（5月30日まで） 事業者ヒアリング調査の実施 当事者団体ヒアリング調査の実施
6月	庁内関係各課ヒアリング調査の実施
7月31日	第1回竹原市障害者計画策定委員会の開催 第1回竹原市障害者自立支援協議会の開催 ・会長等の選出 ・竹原市障害者計画の概要、アンケート調査の結果報告
8月11日	地域生活支援ワーキンググループワークショップの開催
10月22日	就労支援ワーキンググループワークショップの開催
10月30日	第1回竹原市障害者計画策定連絡会議の開催 ・庁内ヒアリングの結果について
11月 6日	第2回竹原市障害者計画策定委員会の開催 ・アンケート調査及び関係団体等ヒアリングの報告 ・竹原市障害者計画及び第4期障害福祉計画（骨子案）について
12月25日	第3回竹原市障害者計画策定委員会の開催 第2回竹原市障害者自立支援協議会の開催 ・竹原市障害者計画及び第4期障害福祉計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について
平成27年 1月19日 ） 2月17日	パブリックコメント制度に基づく意見募集
3月19日	第4回竹原市障害者計画策定委員会の開催 第3回竹原市障害者自立支援協議会の開催 ・パブリックコメント結果 ・竹原市障害者計画及び第4期障害福祉計画（最終案）
3月 末日	竹原市障害者計画及び第4期障害福祉計画策定

## 竹原市障害者計画策定委員会設置要綱

### （目的）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく竹原市障害者計画を策定するため、竹原市障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 委員会は、計画の策定に関し、必要な調査、研究及び審議を行う。

### （組織）

第3条 委員会の委員は、20人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- （1） 障害者及び障害者団体の構成員
- （2） 社会福祉施設等の関係者
- （3） ボランティア団体の関係者
- （4） 事業所の代表者
- （5） 公共的団体の代表者
- （6） 医療機関の代表者
- （7） 行政機関の職員
- （8） その他市長が必要と認める者

### （任期）

第4条 委員の任期は、計画の策定をもって委嘱又は任命を解かれるものとする。

### （会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴き、又は必要に応じて資料の提出を求めることができる。

## 資料編

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 第3条の規定による委員が委嘱された後、最初に招集すべき委員会の会議は、第6条の第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(竹原市障害者計画策定委員会設置要綱の廃止)

- 3 竹原市障害者計画策定委員会設置要綱（平成16年竹原市告示第88号）は、廃止する。

## 竹原市障害者計画策定委員会委員名簿

平成26年4月1日現在

団体名	氏名
竹原地区医師会	城原 直樹
竹原商工会議所	柿本 弥生
竹原市社会教育委員会議	岩本 正則
社会福祉法人 竹原市社会福祉協議会	中沖 明
竹原市自治会連合会	岡東 節明
竹原市女性連絡協議会	荒川 幸子
竹原市身体障害者福祉協会	向井 由美
竹水会	脇田 恵子
竹原市手をつなぐ育成会	櫻井 一馬
社会福祉法人 聖恵会	川崎 俊和
社会福祉法人 中国新聞社会事業団	森岡 茂
医療法人 社団 恵宣会	圓通ひふみ
竹原市民生委員児童委員協議会	新庄谷艶子
竹原市ボランティアグループ連絡協議会	末廣 輝彦
市職員	今栄 敏彦

## 竹原市障害者計画策定連絡会議設置要綱

### (設置)

第1条 竹原市障害者計画の策定にあたり，市行政内部の連携を図るため，竹原市障害者計画策定連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 連絡会議は，次に掲げる者をもって構成する。

#### (1) 市長部局

副市長，市民生活部長，総務課長，企画政策課長，財政課長，市民健康課長，人権推進室長，まちづくり推進課長，文化生涯学習室長，福祉課長，子ども福祉室長，産業振興課長，建設課長，都市整備課長

#### (2) 教育委員会

学校教育課長

2 連絡会議には，必要に応じ関係者の出席を要請するものとする。

### (会長)

第3条 連絡会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は副市長を，副会長は市民生活部長をもって充てる。

3 会長は連絡会議を代表し，会務を総理し，会議の議長となる。

4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

### (連絡会議)

第4条 連絡会議の会議は，必要に応じて会長が招集する。

### (庶務)

第5条 連絡会議の庶務は，市民生活部福祉課において処理する。

### 附 則

この要綱は，平成25年 1月22日から施行する。

## 障害者計画策定連絡会議の構成分野

### ○市長部局

部 署	分野別
副市長	総括
市民生活部長	総括
総務課長	統計，人材確保，防災，関連分野
企画政策課長	総合計画（基本構想，基本計画），啓発・広報，関連分野
財政課長	財政運営，関連分野
市民健康課長	保健・医療サービス，医療年金，関連分野
人権推進室長	人権推進，関連分野
まちづくり推進課長	交通安全，防犯，関連分野
文化生涯学習室長	スポーツ・レクリエーション・文化活動，関連分野
福祉課長	社会福祉，ボランティア活動，福祉サービス，相談体制，啓発・広報，移動ニーズへの支援方策，情報収集・提供，総合的な福祉のまちづくり，障害者団体の活動支援，精神障害者福祉，関連分野
子ども福祉室長	児童福祉，関連分野
産業振興課長	雇用，就業，関連分野
建設課長	歩行空間の整備，公共交通機関用の利便性，総合的な福祉のまちづくり事業，関連分野
都市整備課長	歩行空間の整備，公共交通機関用の利便性，建築物の整備，住宅供給等，公園等オープンスペースの整備，総合的な福祉のまちづくり事業，関連分野

### ○教育委員会

部 署	分野別
学校教育課長	教育相談，就学体制，特別支援教育，福祉教育 ， 関連分野

## 竹原市障害者自立支援協議会設置要綱

### （目的）

第1条 竹原市における身体障害者，知的障害者，障害児及び精神障害者（以下「障害者」という。）の総合的な自立支援の方策について幅広く検討を行うなど，障害者の生活を支えるため，相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し，中核的な役割を果たす協議の場として竹原市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （事務）

第2条 協議会は，次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- （1） 相談支援事業に関すること。
- （2） 困難事例への対応のあり方に関すること。
- （3） 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- （4） 竹原市障害者計画・障害福祉計画に関すること。
- （5） その他障害者の地域生活移行を推進するために必要な事項に関すること。

### （構成）

第3条 協議会は，23人以内で組織する。

2 委員は，次に掲げる団体，法人及び行政機関等から市長が委嘱又は任命した者により構成する。

- （1） 当事者団体
- （2） 事業者
- （3） 医療機関
- （4） 社会福祉協議会
- （5） 相談支援事業者
- （6） ボランティア団体
- （7） 公共的団体
- （8） 就労・雇用関係代表
- （9） 民生・児童委員代表
- （10） 教育関係代表
- （11） 市

3 協議会に会長を置くこととし，委員の互選により選出する。

4 会長が不在のときは，あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代行する。

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(会議運営)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、次に掲げる会議を必要に応じて開催するものとする。

(1) 全体会議

(2) 障害者地域自立支援定例会議

3 会長は、必要と認めるときは、会議において第3条第2項に規定する委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、竹原市福祉課障害福祉係が処理する。

2 障害者地域自立支援定例会議の庶務の全部又は一部は、竹原市障害者相談支援事業実施要綱第2条に規定する受託者において処理する。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会は、課題に対する専門的な調査及び検討を行うためワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの種類及び構成員は、協議会において定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が委員に諮って定める。

2 委員は、協議会において知り得た個人情報等に関することを、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行後最初に任命又は委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

3 この告示の施行後最初に招集すべき協議会の会議は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 竹原市障害者自立支援協議会委員名簿

任期 平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

選出区分	所 属	氏 名
当事者団体	竹原市身体障害者福祉協会	向井 由美
	竹水会	脇田 恵子
	竹原市手をつなぐ育成会	升谷 節矢
事業者	社会福祉法人 聖恵会	川崎 俊和
医療機関	竹原地区医師会	井口 哲彦
社会福祉事業関係	社会福祉法人 竹原市社会福祉協議会	中沖 明
相談支援事業者	竹原地域障害者生活支援センター聖恵	赤谷 朋紀
	地域支援センター まいらいふ	寺本 誠子
	地域生活支援センター 365	石原 裕子
ボランティア団体	竹原市ボランティアグループ連絡協議会	末廣 輝彦
公共的団体	竹原市自治会連合会	岡東 節明
	竹原市女性連絡協議会	竹下 純子
就労・雇用関係代表	広島西条公共職業安定所竹原出張所	井原 一志
	竹原商工会議所	柿本 弥生
	広島中央障害者就業・生活支援センター	田中 稔
民生・児童委員代表	竹原市民生委員児童委員協議会	井本 正則
教育関係代表	三原特別支援学校	景山 芳貴
市	市民健康課	森野 隆典
	こども福祉室	井上 光由
	学校教育課	九十九 邦守
	福祉課（事務局）	平田 康宏

## 竹原市障害者計画及び第4期障害福祉計画

策 定：平成27年3月

編集・発行：広島県竹原市 市民生活部 福祉課  
〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号  
TEL：(0846) 22-7743  
FAX：(0846) 23-0140





「かぐやパンダ」は竹原市の「障害のある人の相談窓口」を周知するためのマスコットキャラクターとして、平成 19 年に誕生しました。右手には商売繁盛の縁起物である笹、左手には人々を応援するための扇子。まわりの人を幸せにする力をもった、元気なキャラクターです。